

日光市こども計画

【令和8年度～令和11年度】

こどもひとりひとりが尊重され、心豊かにのびのびと健やかに育ち、
誰もが安心して子育てを行えるまち

令和8年3月

日光市

はじめに

こどもは社会全体の宝です。

未来を担うこども達がいきいきと輝き、自己実現できる社会を築くためには、平成25年3月に制定した「日光市子どもの権利に関する条例」に基づき、こども達一人ひとりの権利を尊重し、社会全体が一体となってこどもを育てていくことが必要です。

近年、全国的に出生数が減少し、急速な少子化が進行しています。また、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラー問題など、こどもや若者を取り巻く状況は厳しさを増しています。

当市においても、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て世帯の孤立や子育てに不安を抱える世帯が増加傾向にあり、低年齢児の保育ニーズも増加しています。

こどもと保護者を取り巻く環境が多様化し、課題も複雑化してきている状況を踏まえ、令和6年4月に、母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設をはじめ、切れ目のない母子保健対策、こどもの居場所づくりの推進など、こどもたち誰もが安心して健やかに成長できる環境づくりに取り組んでおります。

今回策定する「日光市こども計画」は、令和8年度から令和11年度までの4年間に本市が取り組むこども・若者・子育て支援の施策の指針となるものです。令和6年度に策定した「日光市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、新たに「子ども・若者計画」を加え、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図ります。また、すべてのこども・若者が、安心して健やかに成長できる良好な生活環境を整えるとともに、地域や社会全体で、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、各種事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係各位の方々に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

日光市長 瀬高 哲雄



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	こども基本法及びこども大綱.....	2
第3節	計画の法的根拠.....	2
第4節	計画の対象.....	4
第5節	計画の期間.....	4
第6節	計画の位置づけ.....	5
第7節	計画の策定体制.....	6
第2章	こども・子育てを取り巻く現状	7
第1節	統計で見る本市の状況.....	7
第2節	アンケート調査結果からみる子育ての現状.....	17
第3節	こどもを対象としたワークショップ.....	32
第4節	こども・若者を取り巻く課題.....	36
第3章	計画の基本的な考え方	39
第1節	基本理念.....	39
第2節	基本的な視点.....	40
第3節	基本目標.....	41
第4節	施策の体系.....	42
第4章	施策の展開	43
基本目標1	こども・若者の健やかな成長を支える.....	43
基本目標2	こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する.....	54
基本目標3	みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える.....	64
第5章	計画の推進体制と進行管理	87
第1節	計画の推進体制と進行管理.....	87
資料編	88
1	計画策定の経緯.....	88
2	日光市子ども・子育て審議会規則.....	89
3	日光市子ども・子育て審議会委員名簿.....	90

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、本市の最上位計画である「第3次日光市総合計画」の運用に従い、法令等に基づくもの、固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

■「子ども」と「こども」の表記について

本計画では、法令等に基づくもの、固有名詞等は「子ども」を使用し、それ以外は、こども家庭庁が推奨している「こども」の表記を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の令和6年の出生数は約69万人となり、統計開始以来、初めて70万人を下回り、急速に少子化が進んでいます。本市においても、出生数は減少傾向にあり、近年は200人台で推移していることから、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本市では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。また、こどもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。しかしながら、本市の令和5年の合計特殊出生率は0.94（全国：1.20）まで低下しています。

国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では令和7年3月に「第3期日光市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今回、こども基本法に基づき、従来のこども・子育ての枠組みからこども・若者へと施策展開を拡充した「日光市こども計画」を作成します。なお、本計画は、先に策定した「第3期日光市子ども・子育て支援事業計画」とは別冊とし、あらゆる視点からこども・若者の施策を示すものであり、「第3期日光市子ども・子育て支援事業計画」を包含するものです。

第2節 こども基本法及びこども大綱

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させたもので、国が令和5年12月に閣議決定しました。

第3節 計画の法的根拠

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

また、「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定できるとされています。

本計画は、「こども大綱」を勘案して次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく「自立促進計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化することで、こども基本法第10条の「市町村こども計画」に該当するものとなっており、さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として位置付けて策定したものです。

法的根拠	条文（抜粋）
こども基本法	（都道府県こども計画等） 第10条 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	（市町村行動計画） 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	（都道府県計画等） 第10条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

法的根拠	条文
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法</p>	<p>(自立促進計画)</p> <p>第12条 都道府県等(都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村)は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項</p> <p>二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項。</p>
<p>子ども・若者育成支援推進法</p>	<p>(都道府県子ども・若者計画等)</p> <p>第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。</p>
<p>子ども・子育て支援法</p>	<p>(市町村子ども・子育て支援事業計画)</p> <p>第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>

第4節 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね 30 歳未満（施策によっては 40 歳未満）までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。



- ・子ども 乳幼児期、学童期及び思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。
（※施策によっては、40 歳未満のポスト青年期の者も対象とします。）
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね 18 歳までの者です。
※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・青年期 おおむね 18 歳から 30 歳未満までの者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者です。
※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

第5節 計画の期間

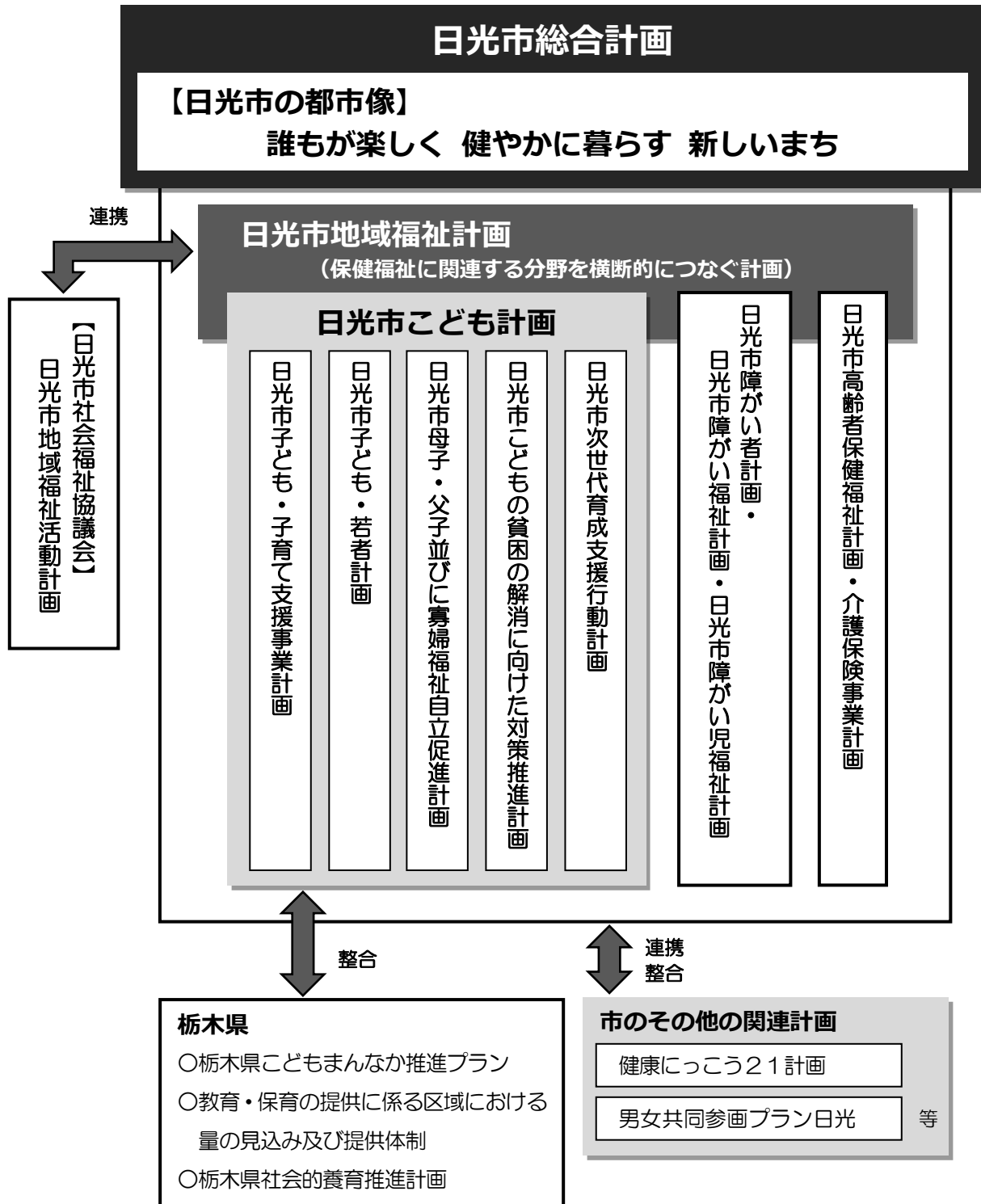
計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



第6節 計画の位置付け

本計画は、「日光市総合計画」を基盤としながら、地域福祉の基本理念・地域福祉の推進のための施策に関する計画である「日光市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、関連計画も含めて整合性や連携を図り策定しました。

また、栃木県の「栃木県子どもまんなか推進プラン」との整合を図り策定しました。



第7節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て審議会での審議

本計画の策定にあたっては、子ども家庭支援課が事務局を務める「日光市子ども・子育て審議会」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

市民の子育て支援等に関する生活実態やニーズ等を把握するとともに、こども・若者に関連する施策展開の改善及び充実を図ることを目的に、以下のアンケート調査を実施しました。

【調査種別】

- 中学生以下のこどもを持つ保護者
- 市内の小中学校に通う児童・生徒
- 市内の15歳から39歳までの若者
- 子育て関連施設の職員

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年12月26日から令和8年1月26日までの期間でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

1. 人口の状況

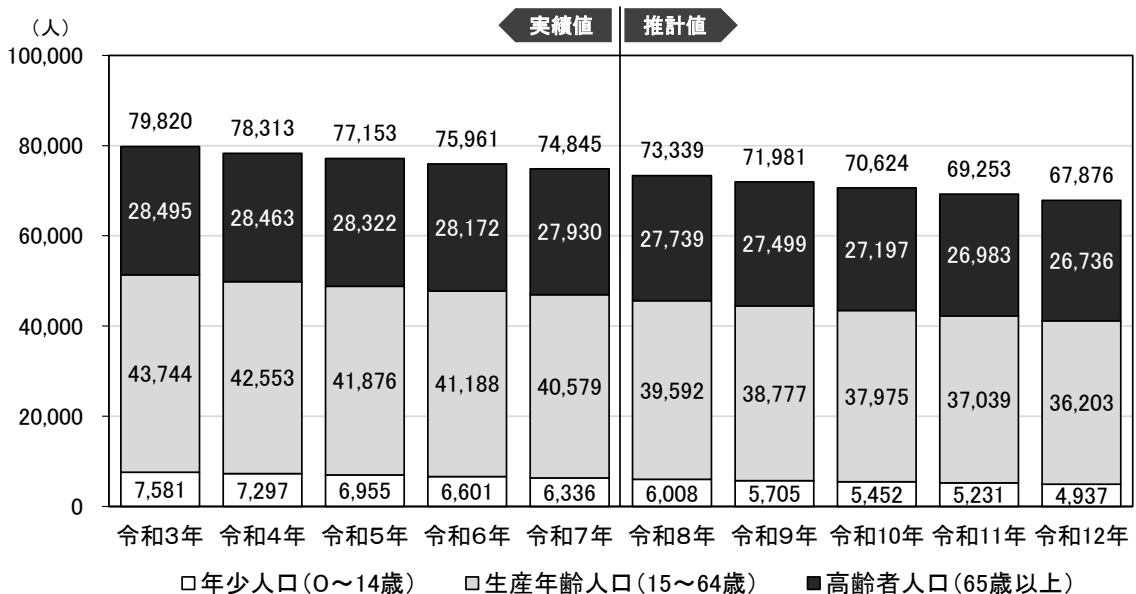
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和7年で74,845人と、令和3年の79,820人と比べて4,975人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、すべての年齢区分で減少傾向にあります。令和7年には、年少人口が6,336人、生産年齢人口が40,579人、高齢者人口が27,930人となっています。

令和8年以降の推計値では、総人口は引き続き減少し、令和12年には67,876人になると予測されます。特に年少人口の減少率が高く、令和3年の7,581人から令和12年には4,937人へと大幅に減少する一方で、高齢者人口は26,736人と依然として高い水準で推移する見通しであることから、引き続き、少子高齢化が加速していくことが予測されます。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



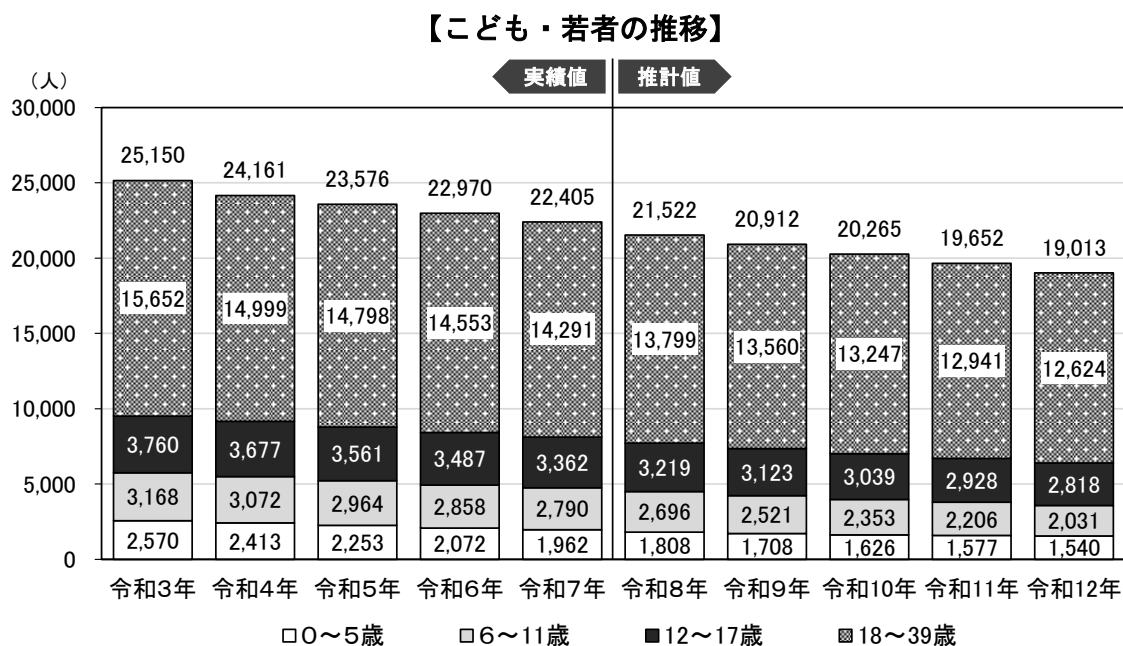
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値は第3期日光市子ども・子育て支援事業計画

(2) こども・若者の推移

本市のこども・若者は、減少傾向で推移し、令和7年の0～39歳は22,405人となっています。特に減少が著しいのが0～5歳で、令和3年の2,570人から令和7年には1,962人と、608人の減少となっています。

令和8年以降の推計では、0～39歳はさらに減少し、令和12年には19,013人になると予測されます。特に0～5歳は1,540人、6～11歳は2,031人、12～17歳は2,818人と、いずれも令和3年から比べて3割以上の減少が見込まれています。また、18～39歳も12,624人まで減少し、こども・若者世代が大幅に減少することが予測されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

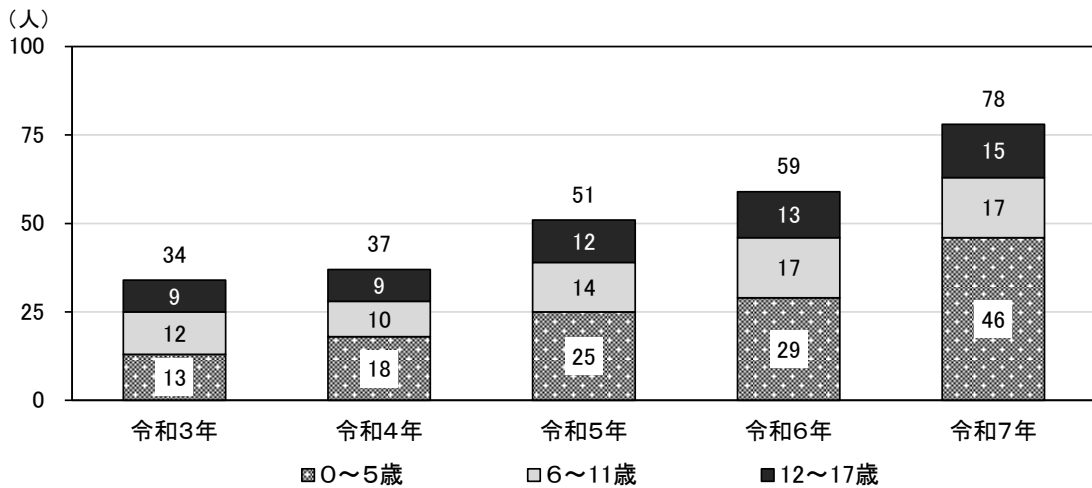
推計値は第3期日光市子ども・子育て支援事業計画

(3) 外国籍のこども・若者の推移

本市の外国籍のこどもは、増加傾向で推移し、令和7年は78人となっています。内訳をみると、0～5歳が46人、6～11歳が17人、12～17歳が15人となっており、特に0～5歳の増加が顕著で、令和3年の13人と比べて33人の増加となっています。

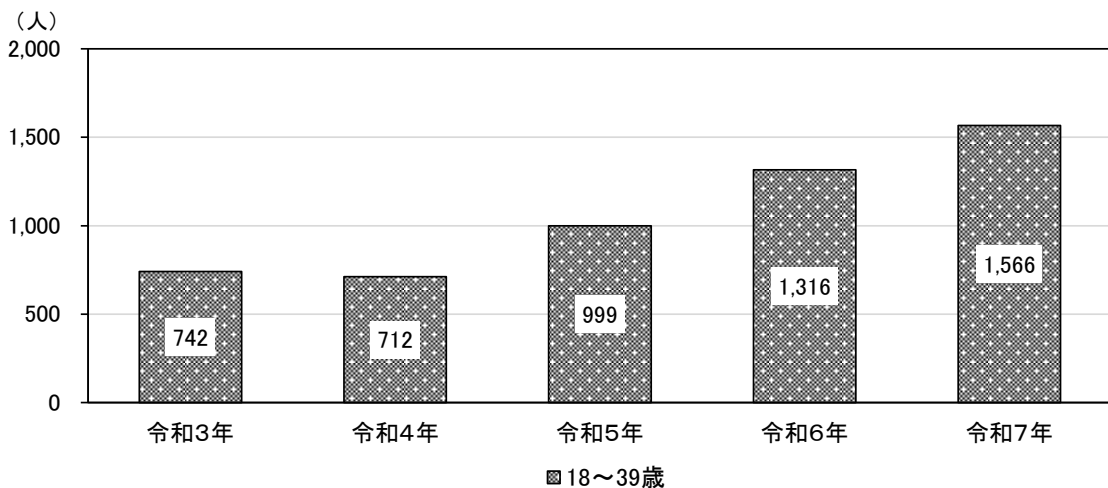
また、外国籍の若者についても、増加傾向で推移し、令和7年には1,566人と、令和3年の742人と比べて824人の増加となっています。

【外国籍のこどもの推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【外国籍の若者の推移】



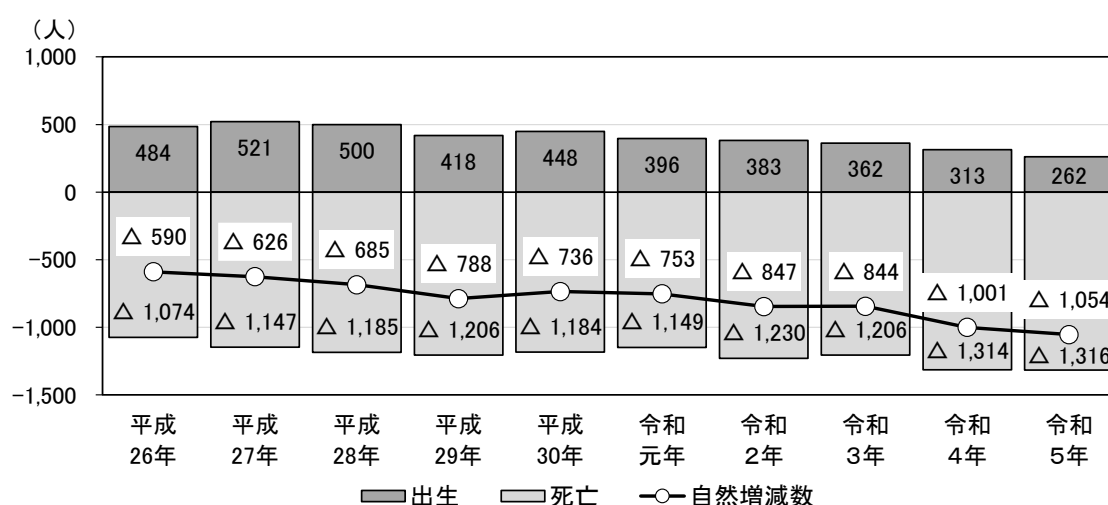
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）について、出生数は平成26年の484人から令和5年には262人へと大幅に減少しており、10年間で約45%の減少となっています。一方、死亡数はほぼ横ばいからやや増加傾向で推移しており、その結果、自然動態でのマイナスが年々拡大している状況であり、令和5年は△1,054人となっています。

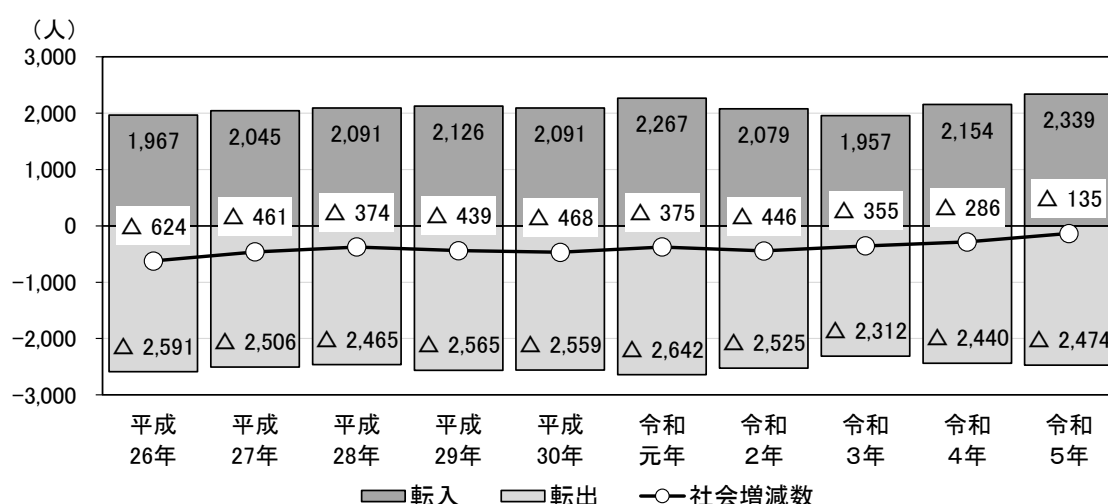
社会動態（転入・転出による人口動態）については、平成26年以降、転出超過の状態が続いていますが、近年は改善傾向がみられ、令和3年の△355人、令和4年の△286人に続き、令和5年には△135人と、転出超過の幅が縮小しています。

【自然動態の推移】



資料：日光市統計書

【社会動態の推移】



資料：日光市統計書

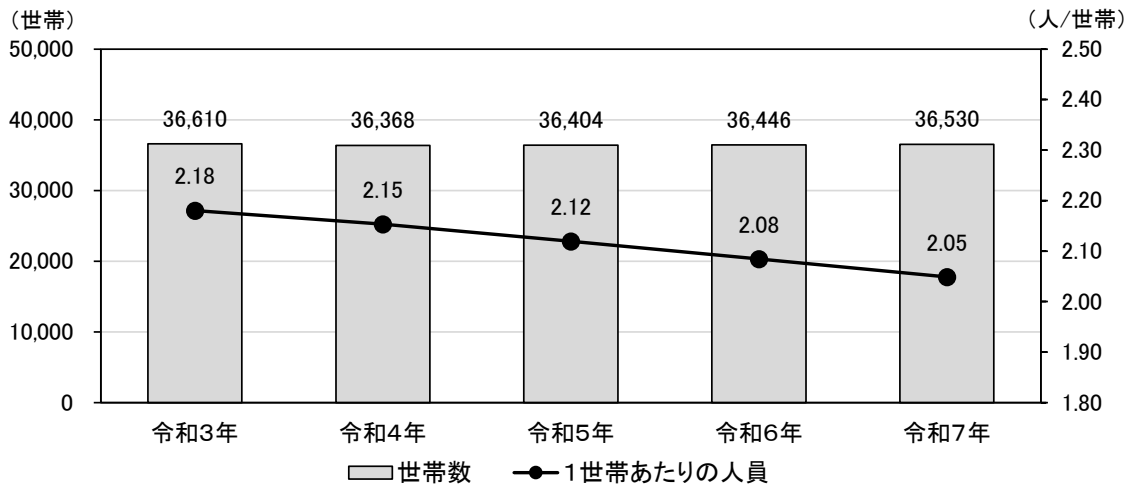
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、概ね横ばいで推移し、令和7年で 36,530 世帯と、令和3年の 36,610 世帯と比べて 80 世帯の減少となっています。

また、1世帯あたりの人員をみると、減少傾向で推移し、令和7年は 2.05 人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



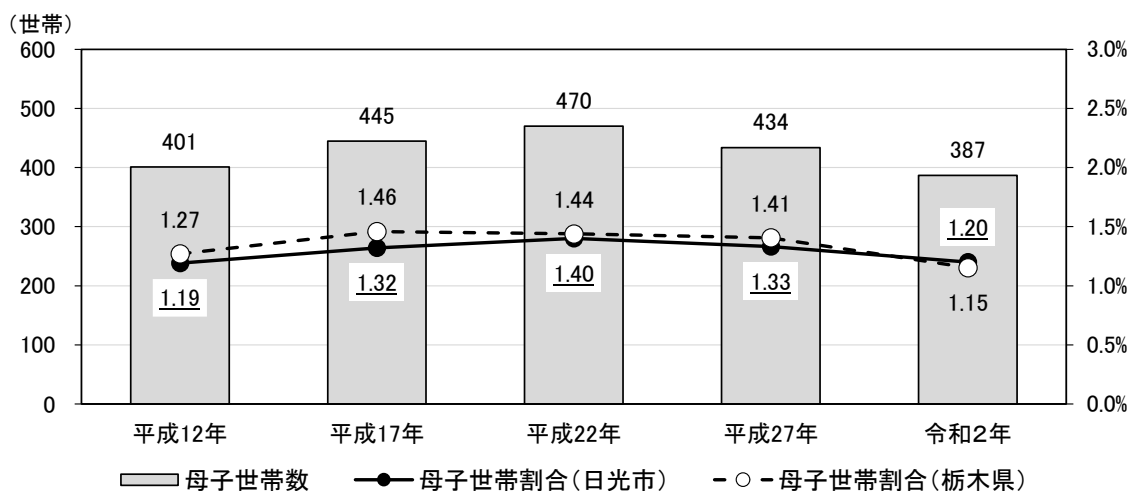
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和2年で387世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.20%となっています。

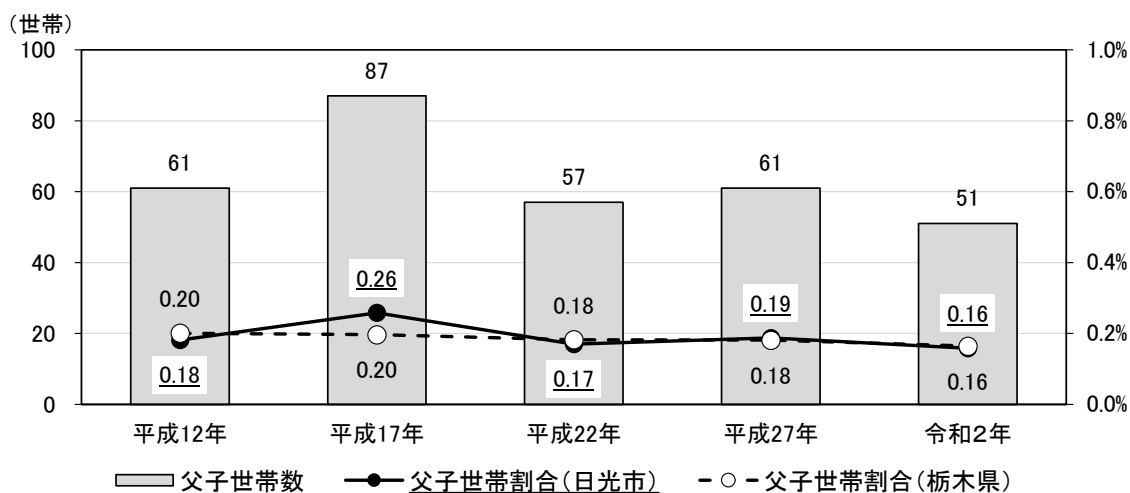
本市の父子世帯数は、令和2年で51世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.16%となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



資料：国勢調査

【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



資料：国勢調査

単位：世帯

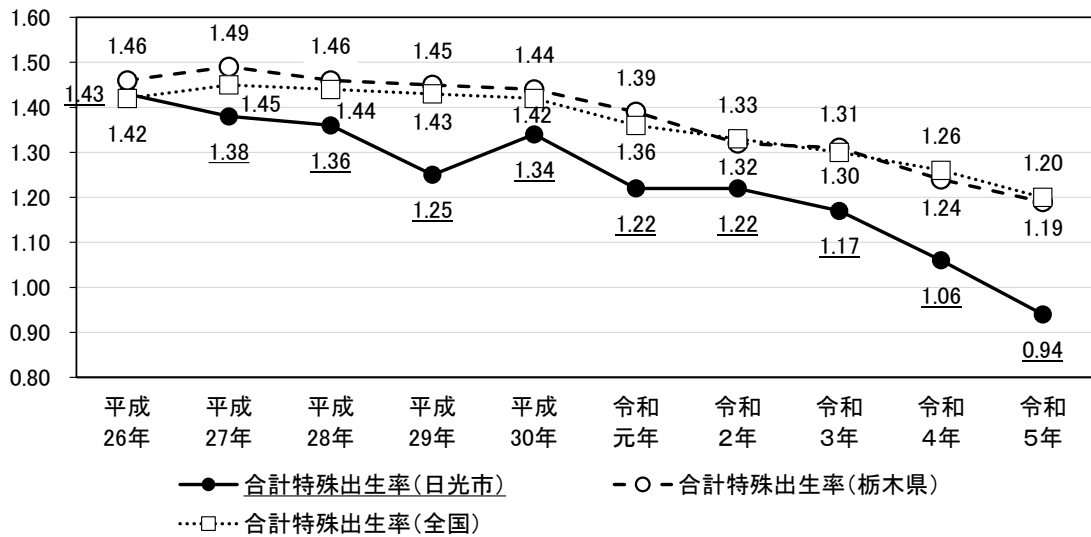
一般世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
日光市	33,647	33,686	33,542	32,589	32,219
栃木県	665,934	705,206	744,193	761,863	795,449

3. 出生の状況

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和5年では、本市が0.94、栃木県が1.19、全国が1.20となっています。平成27年以降、栃木県、全国を下回り推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



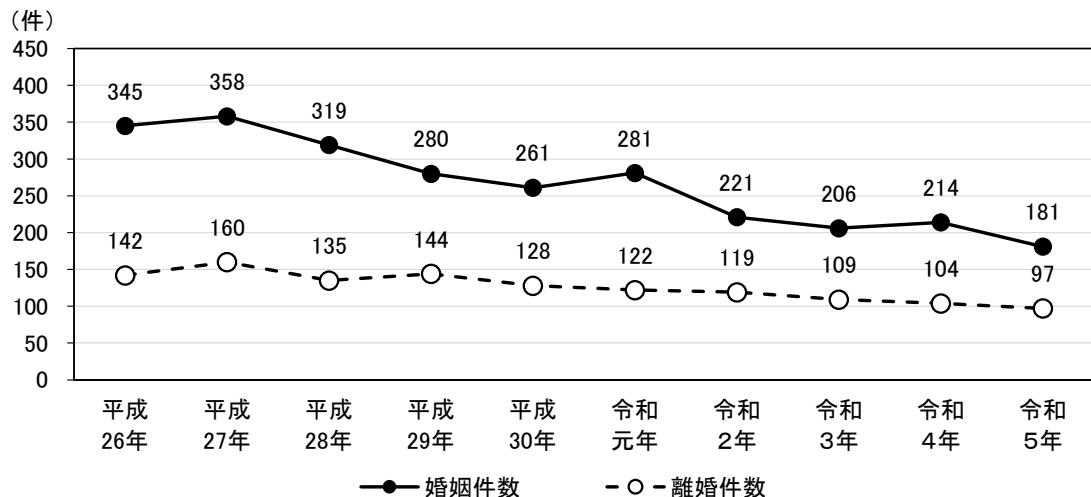
資料：栃木県保健統計年報

4. 婚姻の状況

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、平成26年の345件から令和5年には181件へと半減しています。また、離婚件数についても緩やかな減少傾向で推移しており、平成26年の142件から令和5年には97件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



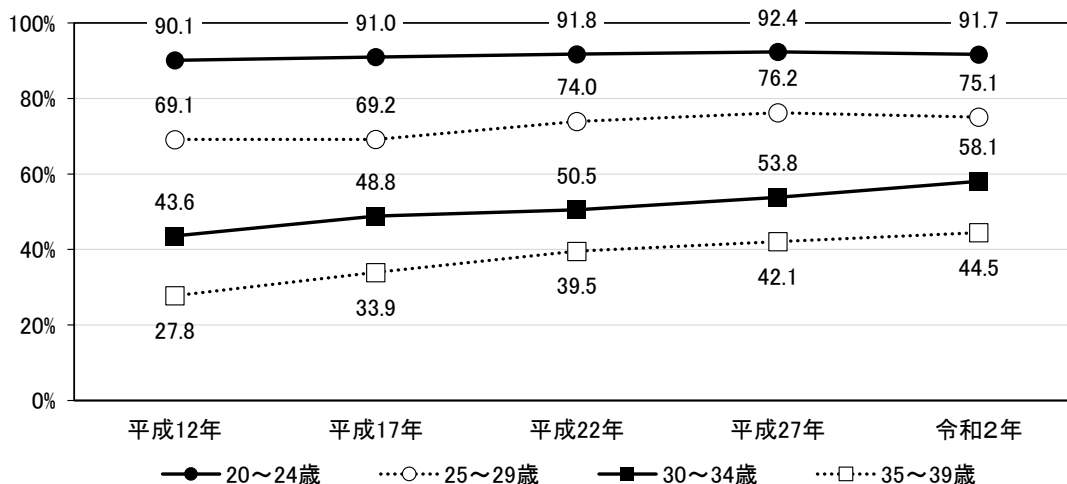
資料：栃木県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、平成12年と令和2年を比べると、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で1.6ポイント、25～29歳で6.0ポイント、30～34歳で14.5ポイント、35～39歳で16.7ポイントの増加となっています。

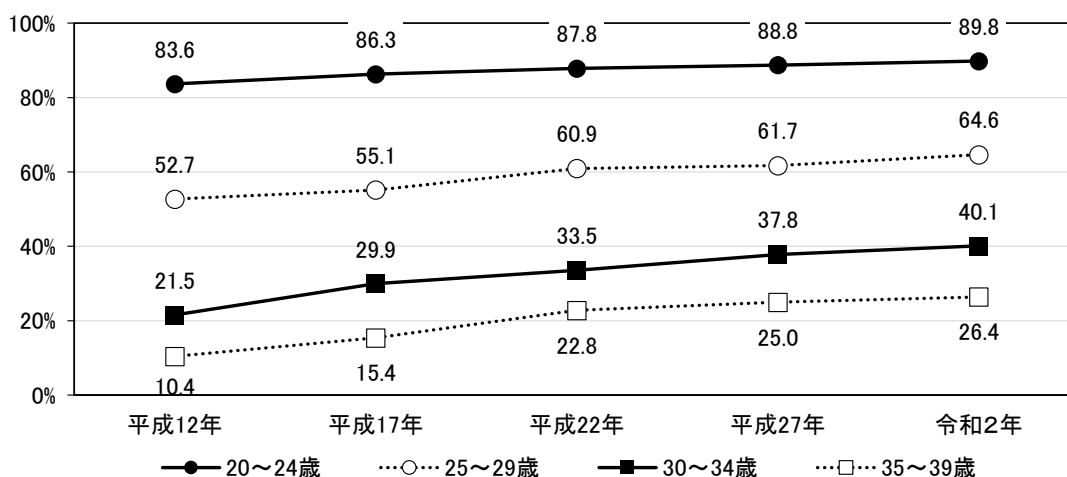
本市の女性の未婚率は、平成12年と令和2年を比べると、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で6.2ポイント、25～29歳で11.9ポイント、30～34歳で18.6ポイント、35～39歳で16.0ポイントの増加となっています。

【5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



資料：国勢調査

【5歳階級別の未婚率の推移（女性）】

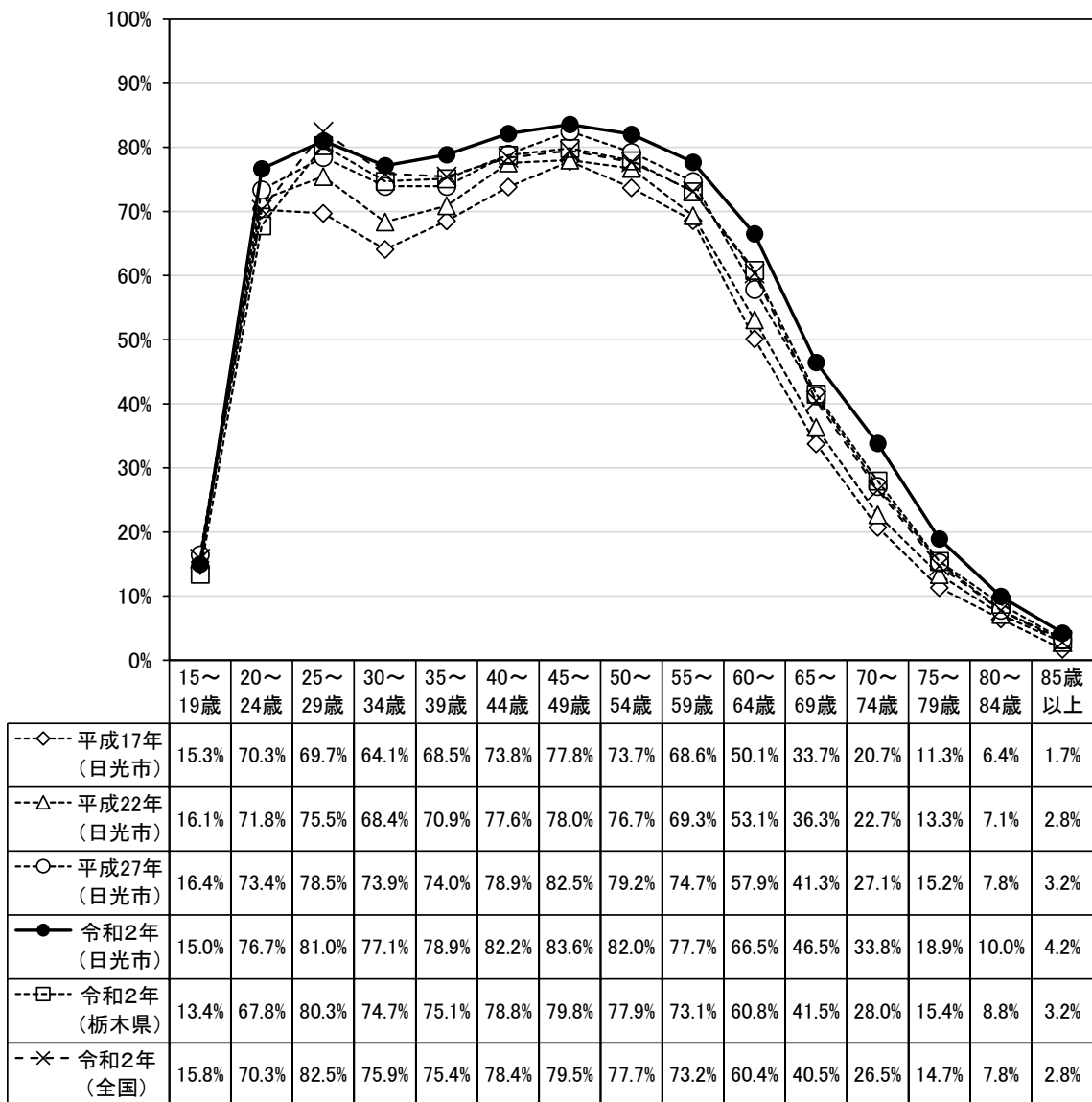


資料：国勢調査

5. 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描きます。平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30～34歳では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。なお、令和2年の30歳代の女性就業率は、栃木県、全国を上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】

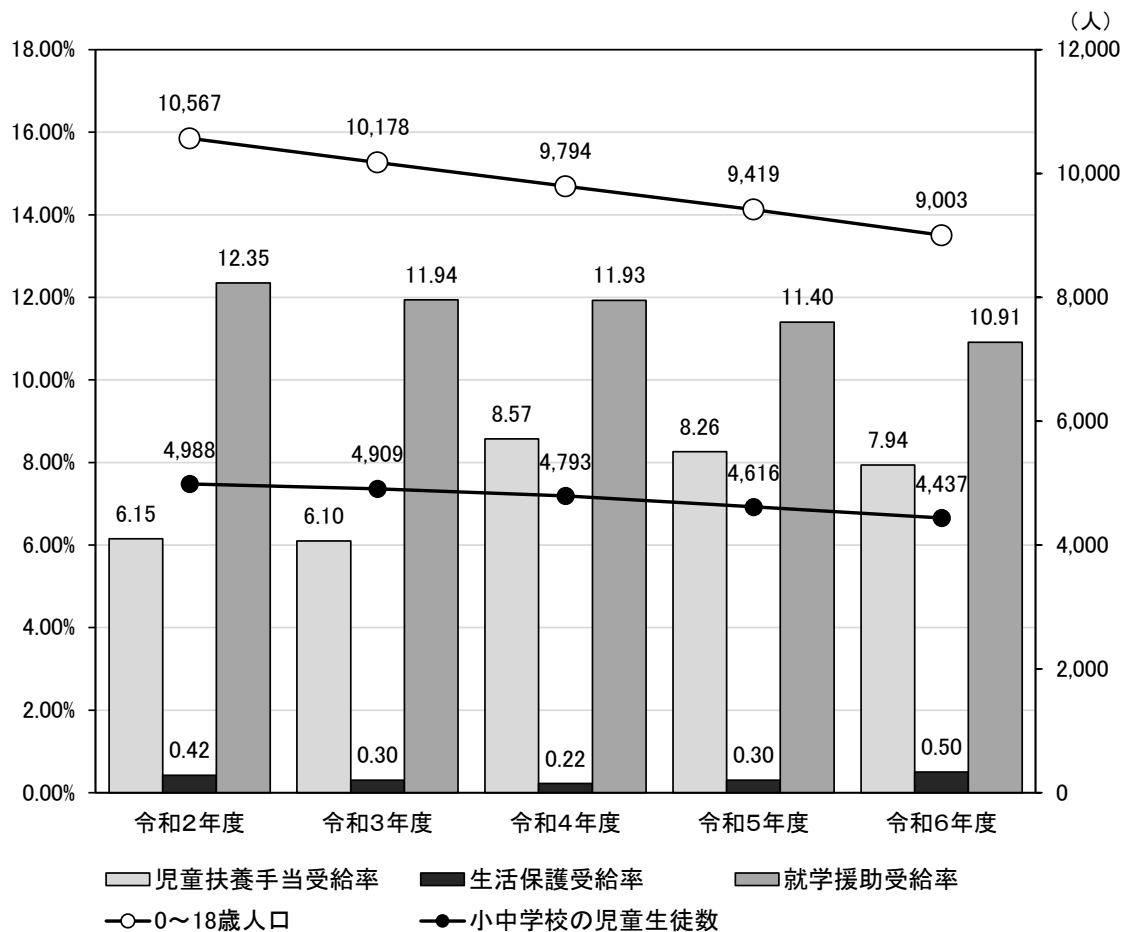


資料：国勢調査

6. こどもの貧困に係る状況

日光市の18歳以下の人口及び小中学校の児童生徒数は減少傾向にある中で、各事業の支給割合は概ね横ばい傾向となっており、こどもの貧困に対し、支援が必要な世帯が常に一定数いると考えられます。

【各事業のこどもの人口に対する比率】



資料：児童扶養手当受給率：子ども家庭支援課
 生活保護受給率：社会福祉課
 就学援助受給率：学校教育課

第2節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「日光市こども計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態やニーズ等を把握するとともに、こども・若者に関連する施策展開の改善及び充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査区分

「①中学生以下のこどもを持つ保護者」

- 調査対象者数：3,874 世帯（回収件数：1,168 件、回収率 30.1%）
- 調査期間：令和7年5月13日から令和7年6月15日まで

「②小学5年生から中学3年生の児童・生徒」

- 調査対象者数：2,504 人（回収件数：1,812 件、回収率 72.4%）
- 調査期間：令和7年5月13日から令和7年6月15日まで

「③高校生から39歳以下の若者」

- 調査対象者数：4,643 人（回収件数：435 件、回収率 9.4%）
- 調査期間：令和7年5月13日から令和7年6月15日まで

「④子育て関連施設の職員」

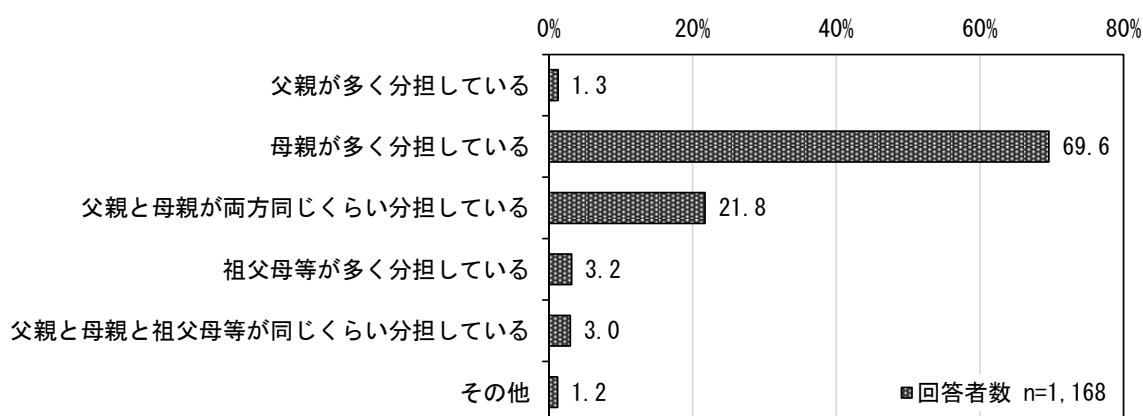
- 調査対象施設：教育・保育施設、地域子育て支援拠点、市内小中学校、児童クラブ、放課後等デイサービス、こどもの居場所に係る団体 等
- 職員回収件数：286 件
- 調査期間：令和7年5月13日から令和7年6月15日まで

2. 調査結果の概要

(1) 中学生以下のこどもを持つ保護者

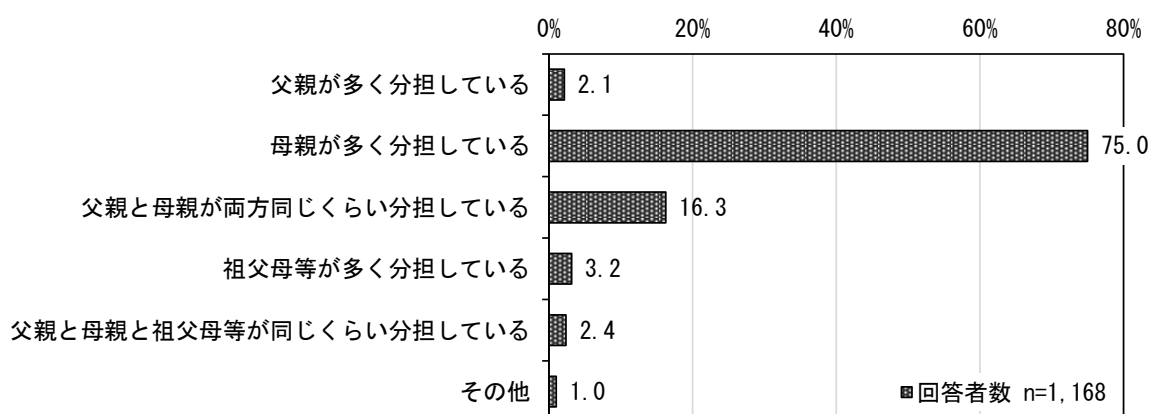
①家庭内での役割分担（こどもの身の回りの世話）

家庭内での役割分担（こどもの身の回りの世話）については、「母親が多く分担している」が69.6%で最も高く、次いで「父親と母親が両方同じくらい分担している」が21.8%、「祖父母等が多く分担している」が3.2%となっています。



②家庭内での役割分担（こどもが発熱などの急な病気にかかったときの看護）

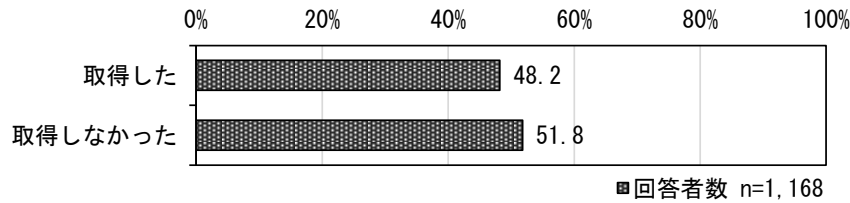
家庭内での役割分担（こどもが発熱などの急な病気にかかったときの看護）については、「母親が多く分担している」が75.0%で最も高く、次いで「父親と母親が両方同じくらい分担している」が16.3%、「祖父母等が多く分担している」が3.2%となっています。



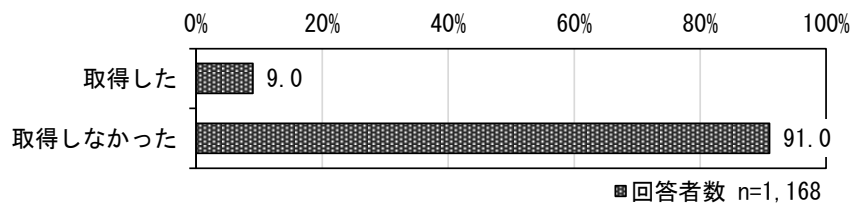
③ 育児休業の取得状況（母親・父親）

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親が48.2%、父親が9.0%となっています。

【母親の取得状況】

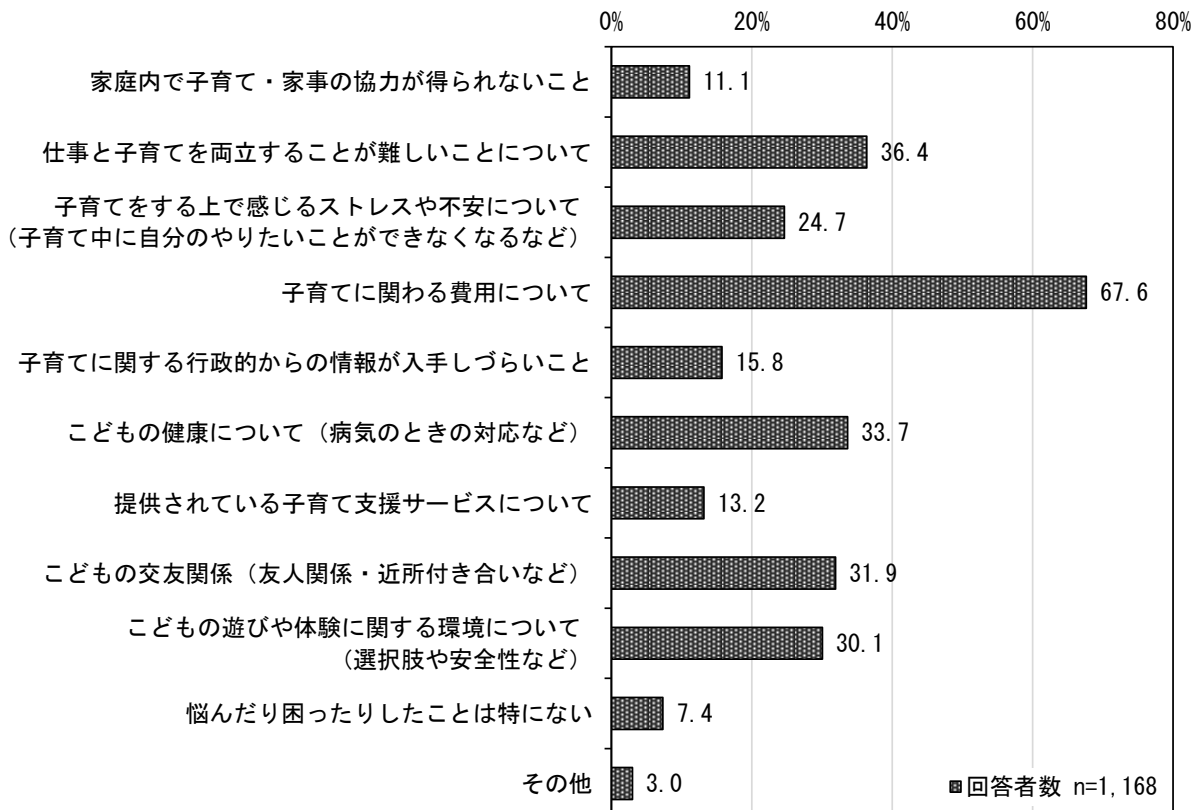


【父親の取得状況】



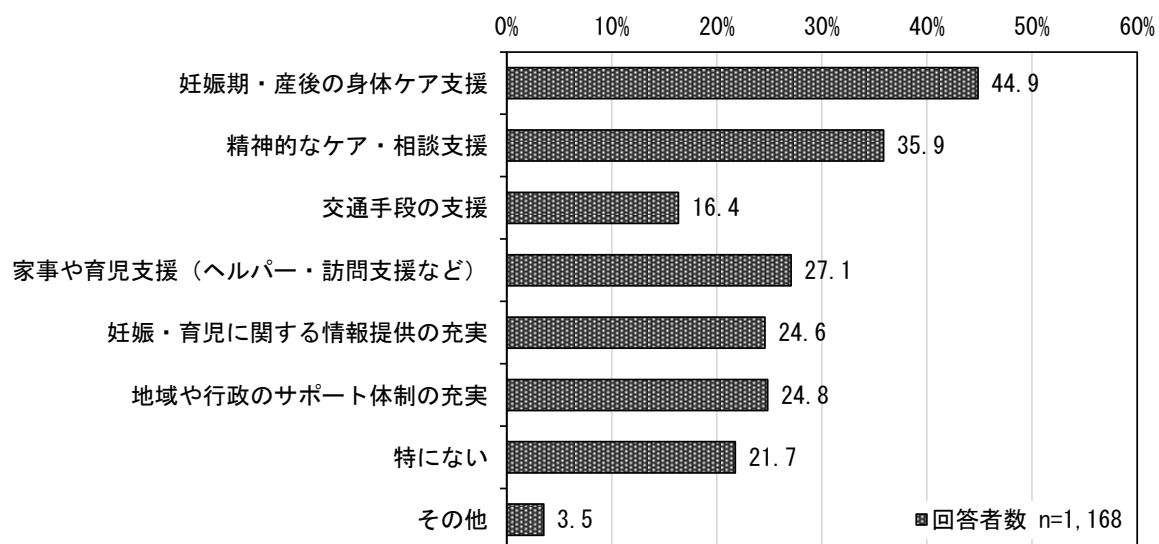
④ 子育てをする上での悩みや不安、困りごと

子育てをする上での悩みや不安、困りごとについては、「子育てに関わる費用について」が67.6%で最も高く、次いで「仕事と子育てを両立することが難しいことについて」が36.4%、「こどもの健康について（病気のときの対応など）」が33.7%となっています。



⑤ 妊娠期や出産後にあれば良かったと思う支援やサービス

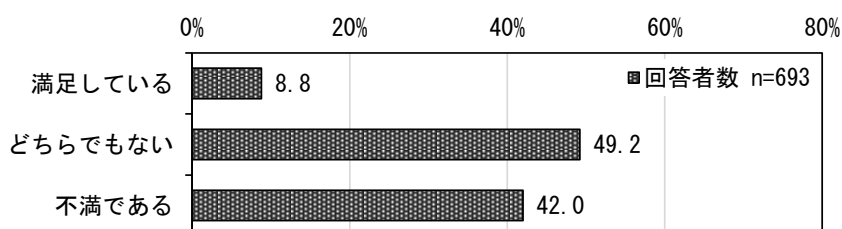
妊娠期や出産後にあれば良かったと思う支援やサービスについては、「妊娠期・産後の身体ケア支援」が44.9%で最も高く、次いで「精神的なケア・相談支援」が35.9%、「家事や育児支援（ヘルパー・訪問支援など）」が27.1%となっています。



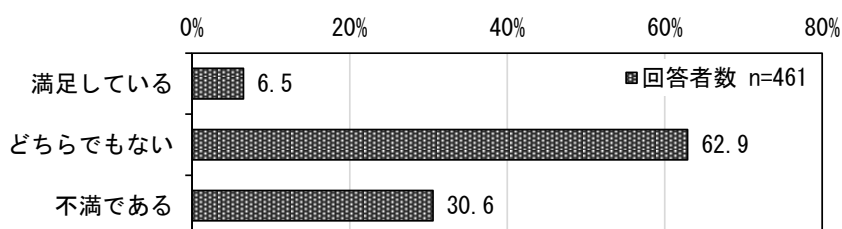
⑥ こどもの遊び場や過ごす環境の選択肢の多さに対する感じ方（小学生・中学生）

こどもの遊び場や過ごす環境の選択肢の多さに対する感じ方について、「満足している」をみると、小学生が8.8%、中学生が6.5%となっています。一方で、「不満である」をみると、小学生が42.0%、中学生が30.6%となっています。

【小学生】

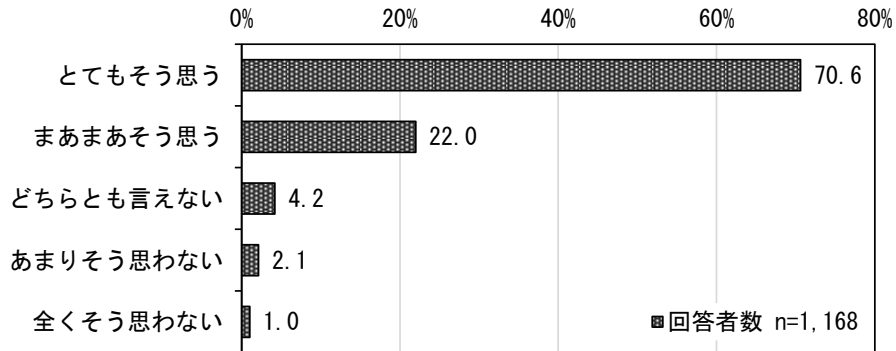


【中学生】



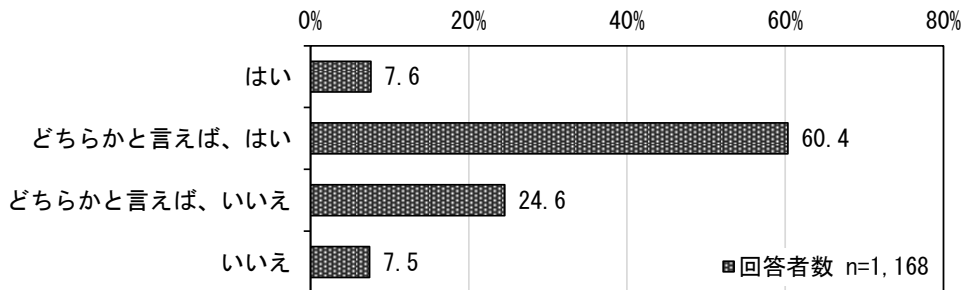
⑦こどもと一緒に遊びに行く際「屋内型」の遊び場があったら良いと思うか

こどもと一緒に遊びに行く際「屋内型」の遊び場があったら良いと思うかについては、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計値“思う”が92.6%、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計値“思わない”が3.1%と、“思う”が89.5ポイント上回っています。



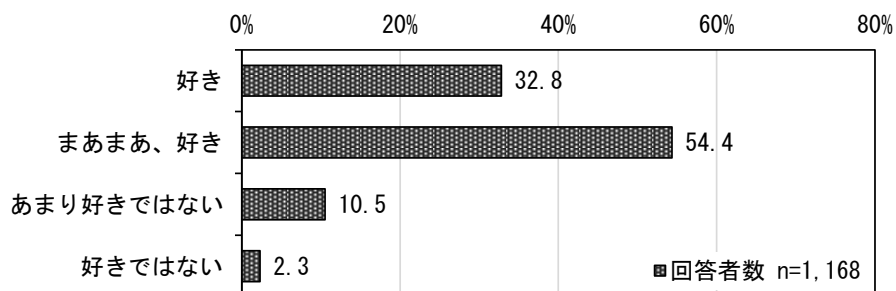
⑧日光市は子育てしやすいまちか

日光市は子育てしやすいまちかについては、「はい」と「どちらかと言えば、はい」の合計値“子育てしやすい”が68.0%、「どちらかと言えば、いいえ」と「いいえ」の合計値“子育てしにくい”が32.1%と、“子育てしやすい”が35.9ポイント上回っています。



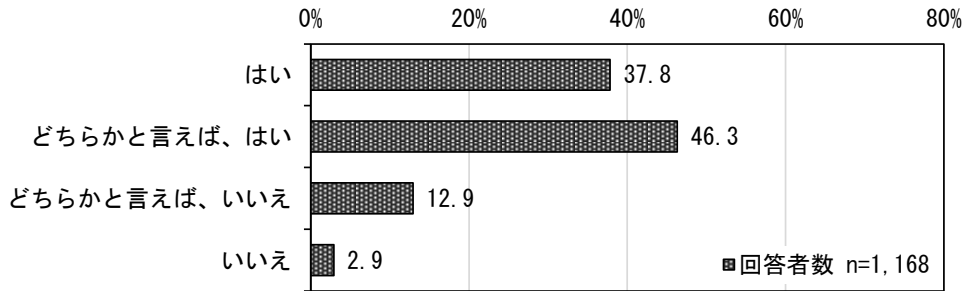
⑨日光市は好きか

日光市は好きかについては、「好き」と「まあまあ、好き」の合計値“日光市が好き”が87.2%、「あまり好きではない」と「好きではない」の合計値“日光市は好きではない”が12.8%と、“日光市が好き”が74.4ポイント上回っています。



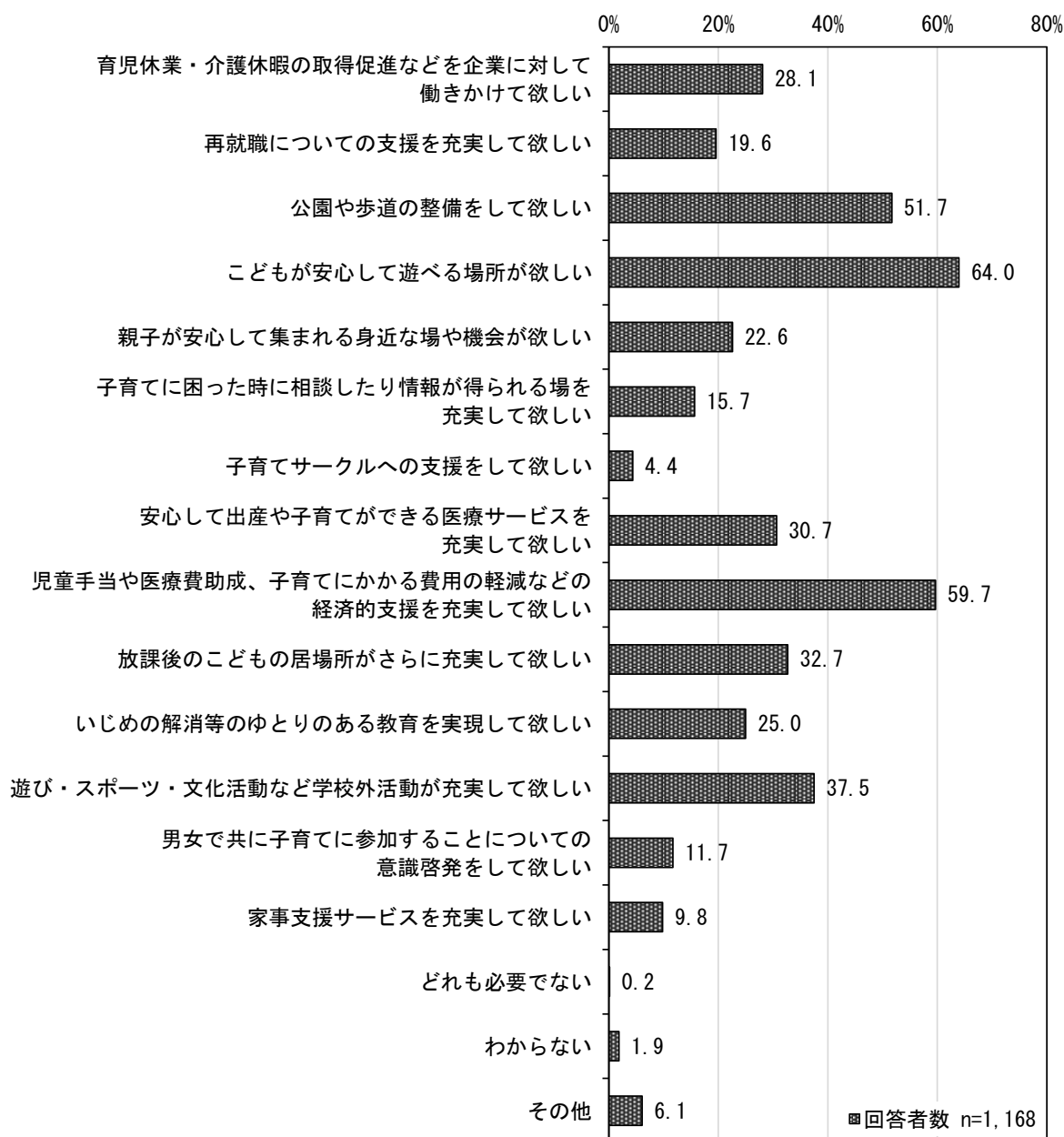
⑩今後も日光市に住み続けたいか

今後も日光市に住み続けたいかについては、「はい」と「どちらかと言えば、はい」の合計値“日光市に住み続けたい”が84.1%、「どちらかと言えば、いいえ」と「いいえ」の合計値“日光市に住み続けたくない”が15.8%と、“日光市に住み続けたい”が68.3ポイント上回っています。



⑪子育てしやすい日光市を実現するために、必要だと思う取組

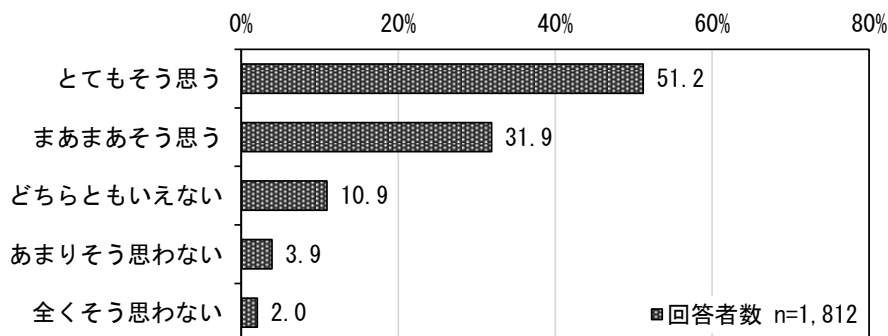
子育てしやすい日光市を実現するために、必要だと思う取組については、「こどもが安心して遊べる場所が欲しい」が64.0%で最も高く、次いで「児童手当や医療費助成、子育てにかかる費用の軽減などの経済的支援を充実して欲しい」が59.7%、「公園や歩道の整備をして欲しい」が51.7%となっています。



(2) 小学5年生から中学3年生の児童・生徒

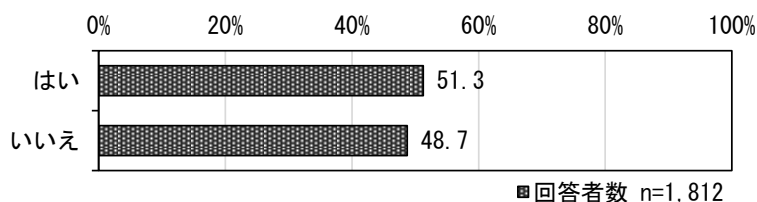
① 学校は楽しいか

学校は楽しいかについては、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計値“学校は楽しい”が83.1%、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計値“学校は楽しくない”が5.9%と、“学校は楽しい”が77.2ポイント上回っています。



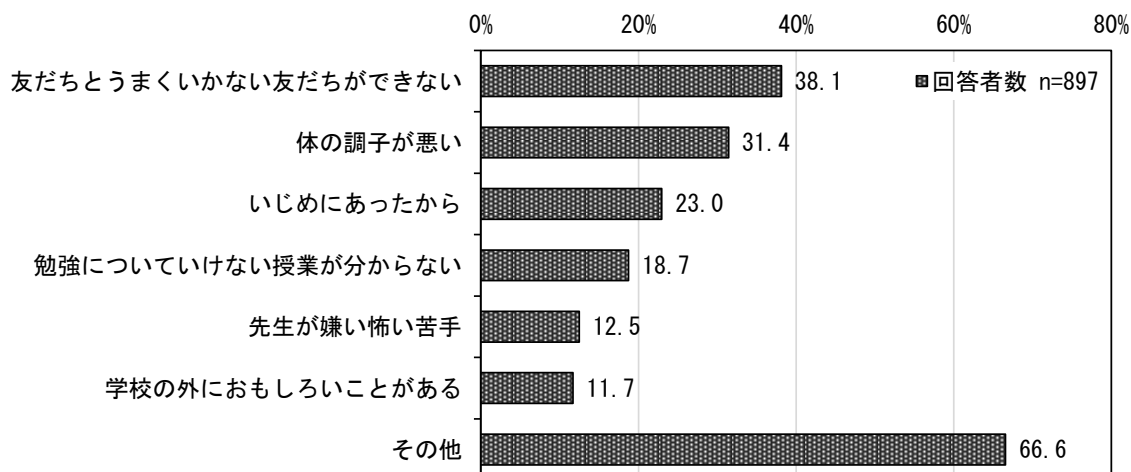
② 学校へ行くことが嫌になったことの有無

学校へ行くことが嫌になったことの有無については、「はい」が51.3%、「いいえ」が48.7%と、「はい」が2.6ポイント上回っています。



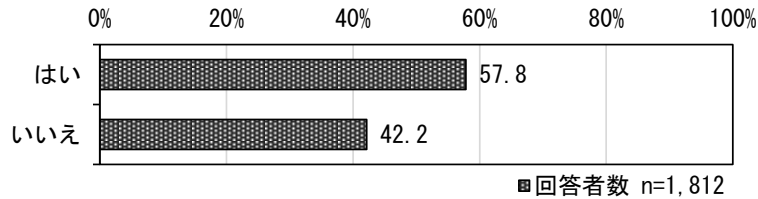
③ 学校へ行くことが嫌になった理由

学校へ行くことが嫌になった理由については、「友だちとうまくいかない友だちができない」が38.1%で最も高く、次いで「体の調子が悪い」が31.4%、「いじめにあったから」が23.0%となっています。



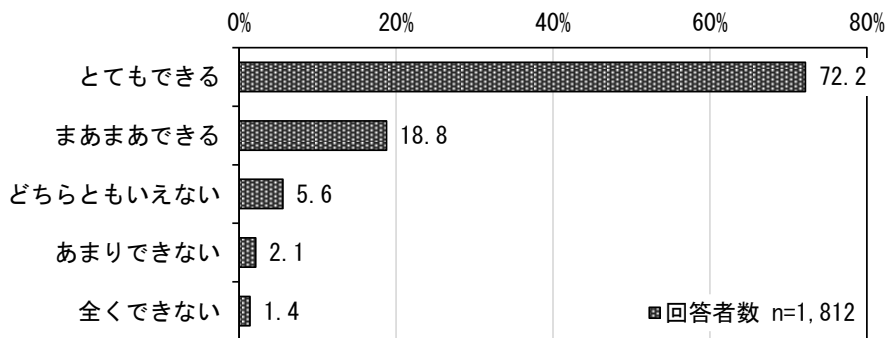
④塾や習い事をしているか

塾や習い事をしているかについては、「はい」が57.8%、「いいえ」が42.2%と、「はい」が15.6ポイント上回っています。



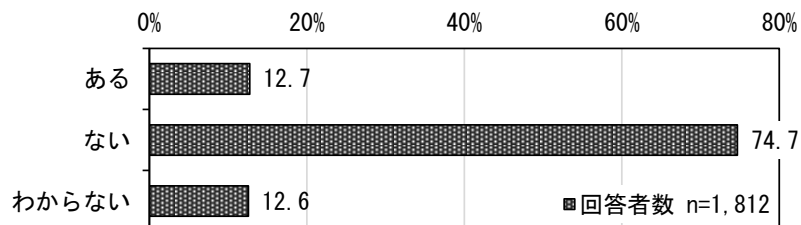
⑤家は安心して落ち着くことができるか

家は安心して落ち着くことができるかについては、「とてもできる」と「まあまあできる」の合計値“落ち着くことができる”が91.0%、「あまりできない」と「全くできない」の合計値“落ち着くことができない”が3.5%と、“落ち着くことができる”が87.5ポイント上回っています。



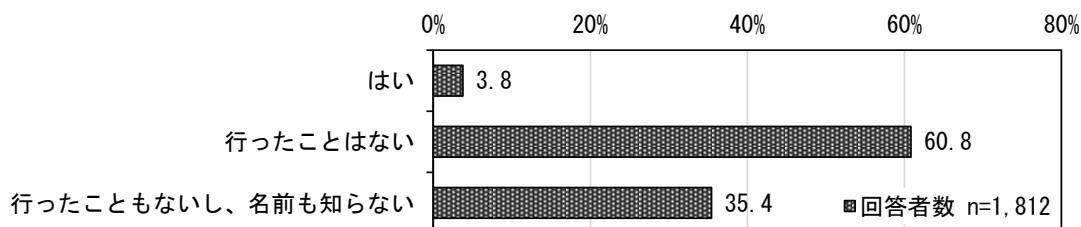
⑥家族の世話（父母、祖父母）をすることの有無

家族の世話（父母、祖父母）をすることの有無については、「ある」が12.7%、「ない」が74.7%と、「ない」が62.0ポイント上回っています。



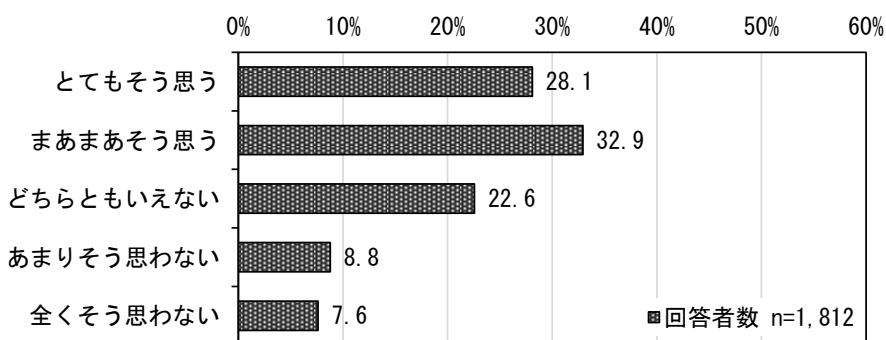
⑦子ども食堂を利用したことがあるか

子ども食堂を利用したことがあるかについては、「はい」が3.8%、「行ったことはない」が60.8%、「行ったこともないし、名前も知らない」が35.4%となっています。



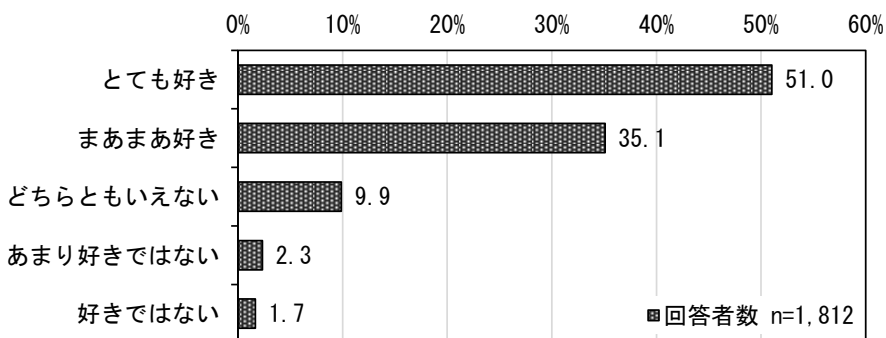
⑧今の自分は好きか

今の自分は好きかについては、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計値“自分は好き”が61.0%、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計値“自分はい好きではない”が16.4%と、“自分は好き”が44.6ポイント上回っています。



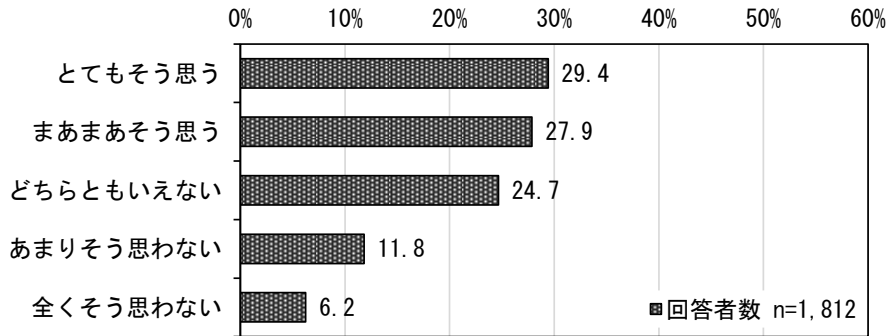
⑨日光市は好きか

日光市は好きかについては、「とても好き」と「まあまあ好き」の合計値“日光市が好き”が86.1%、「あまり好きではない」と「好きではない」の合計値“日光市は好きではない”が4.0%と、“日光市が好き”が82.1ポイント上回っています。



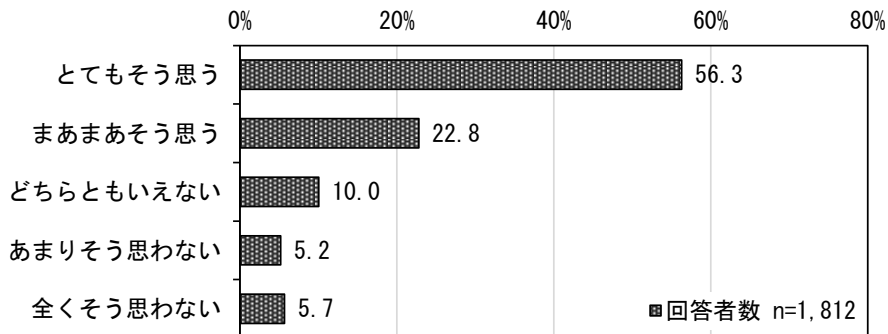
⑩日光市に大人になっても住みたいと思うか

日光市に大人になっても住みたいと思うかについては、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計値“大人になっても日光市に住みたい”が57.3%、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計値“大人になったら日光市に住みたくない”が18.0%と、“大人になっても日光市に住みたい”が39.3ポイント上回っています。



⑪雨の日や暑い日でも遊べる屋内の遊び場が欲しいと思うか

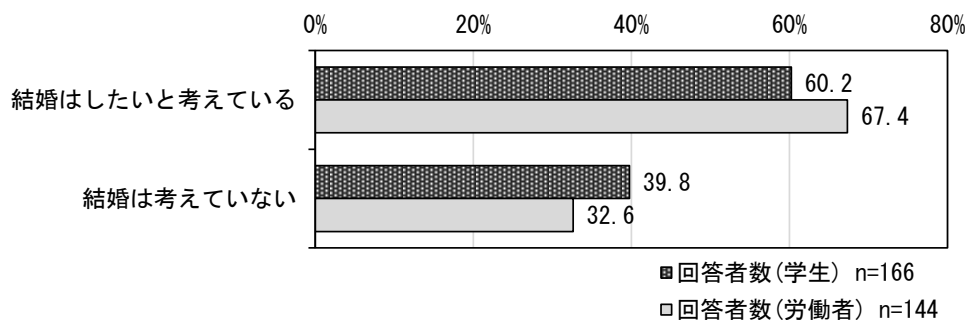
雨の日や暑い日でも遊べる屋内の遊び場が欲しいと思うかについては、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」の合計値“思う”が79.1%、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」の合計値“思わない”が10.9%と、“思う”が68.2ポイント上回っています。



(3) 高校生から39歳以下の若者

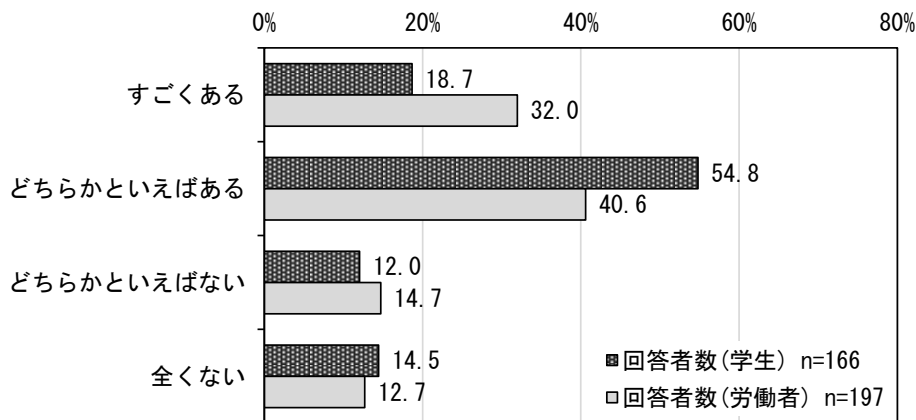
①結婚に対する希望

結婚に対する希望について、「結婚はしたいと考えている」をみると、学生は60.2%、労働者は67.4%と、労働者が7.2ポイント上回っています。



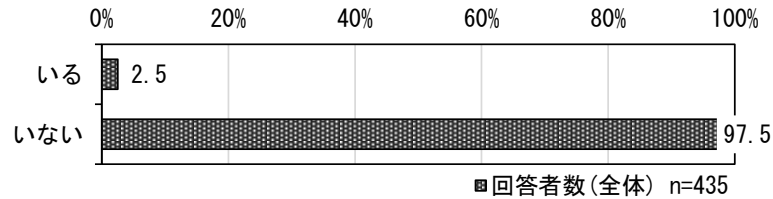
②将来こどもがほしいと思う気持ち

将来こどもがほしいと思う気持ちについて、「すごくある」と「どちらかといえばある」の合計値“こどもがほしい”をみると、学生が73.5%、労働者が72.6%となっています。



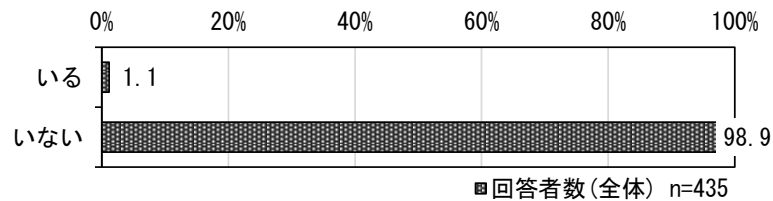
③同居する家族に自分が面倒を見ている人はいるか

同居する家族に自分が面倒を見ている人はいるかについては、「いる」が2.5%、「いない」が97.5%と、「いない」が95.0ポイント上回っています。



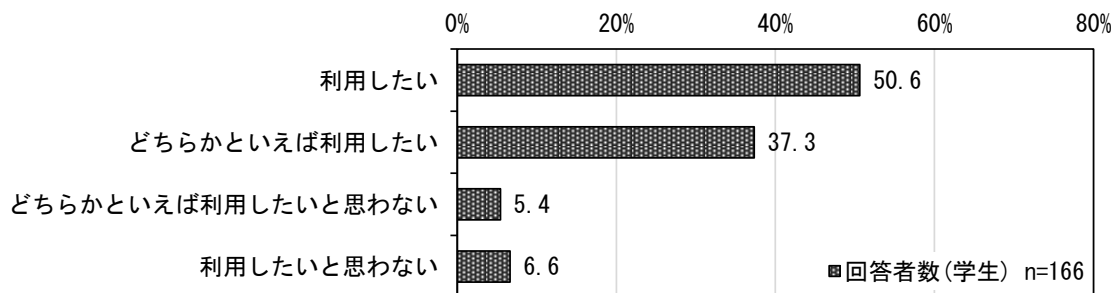
④同居していない親族や兄弟に自分が面倒を見ている人はいるか

同居していない親族や兄弟に自分が面倒を見ている人はいるかについては、「いる」が1.1%、「いない」が98.9%と、「いない」が97.8ポイント上回っています。



⑤日光市に以下の事業があった場合の利用希望

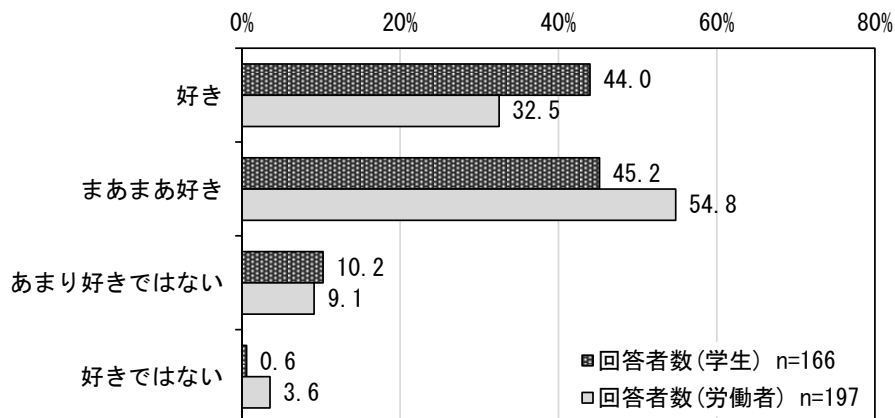
日光市に以下の事業があった場合の利用希望については、「利用したい」と「どちらかといえば利用したい」の合計値“利用したい”が87.9%、「どちらかといえば利用したい」と「利用したいと思わない」の合計値“利用したくない”が12.0%と、“利用したい”が75.9ポイント上回っています。



- ・奨学金償還免除制度
- ・過疎地域福祉
- ・医療施設人材育成修学資金貸付制度
- ・中高生ボランティア体験事業
- ・日光市若者活動応援事業補助金
- ・地域魅力創出のための若者会議
- ・支援員による就労に向けた支援
- ・林業に新たに従事する方への支援
- ・農業に新たに従事する方への支援

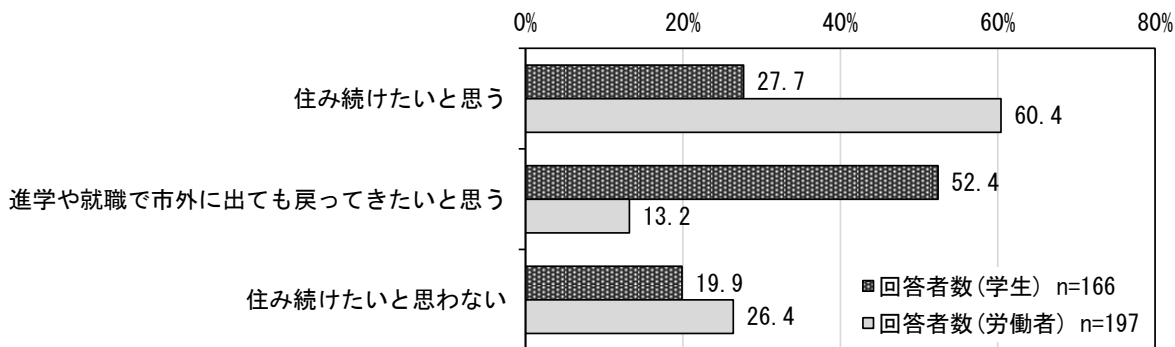
⑥日光市は好きか

日光市は好きかについて、「好き」と「まあまあ好き」の合計値“日光市が好き”をみると、学生が89.2%、労働者が87.3%となっています。



⑦これからも日光市に住み続けたいと思うか

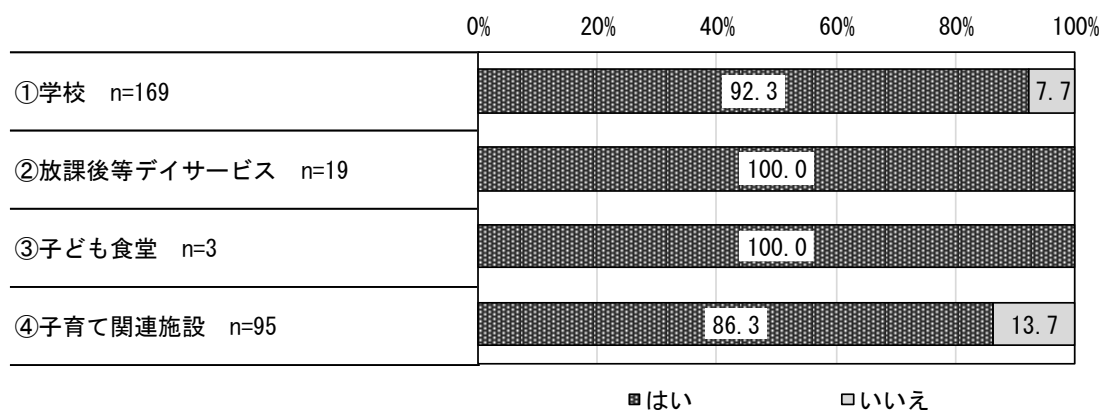
これからも日光市に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたいと思う」をみると、学生が27.7%、労働者が60.4%となっています。また、「進学や就職で市外に出ても戻ってきたいと思う」をみると、学生が52.4%となっています。



(4) 子育て関連施設の職員

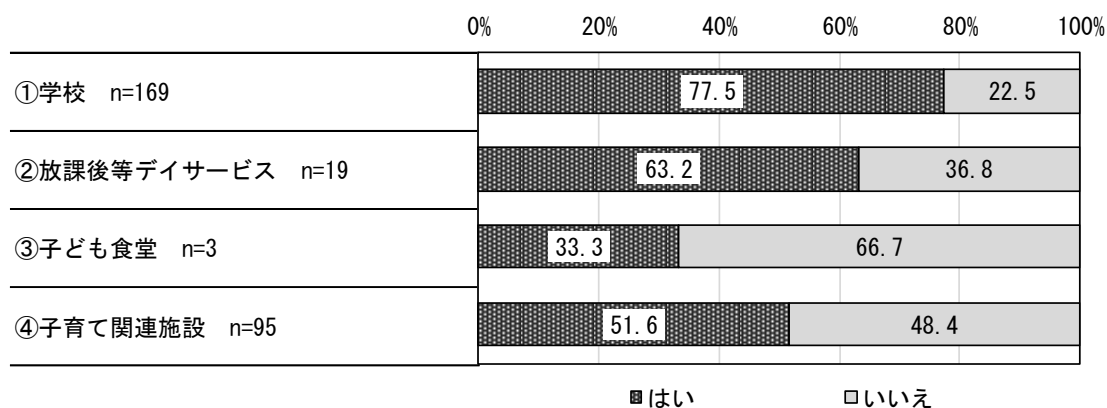
① こどもの居場所・直接声を聞く場となっていると思うか

こどもの居場所・直接声を聞く場となっていると思うかについて、「はい」をみると、学校が92.3%、放課後等デイサービス、子ども食堂がともに100.0%、子育て関連施設が86.3%となっています。



② 生活の様子などから、こどもたちの貧困（生活状況）の差を感じるか

生活の様子などから、こどもたちの貧困（生活状況）の差を感じるかについて、「はい」をみると、学校が77.5%、放課後等デイサービスが63.2%、子ども食堂が33.3%、子育て関連施設が51.6%となっています。



第3節 こどもを対象としたワークショップ

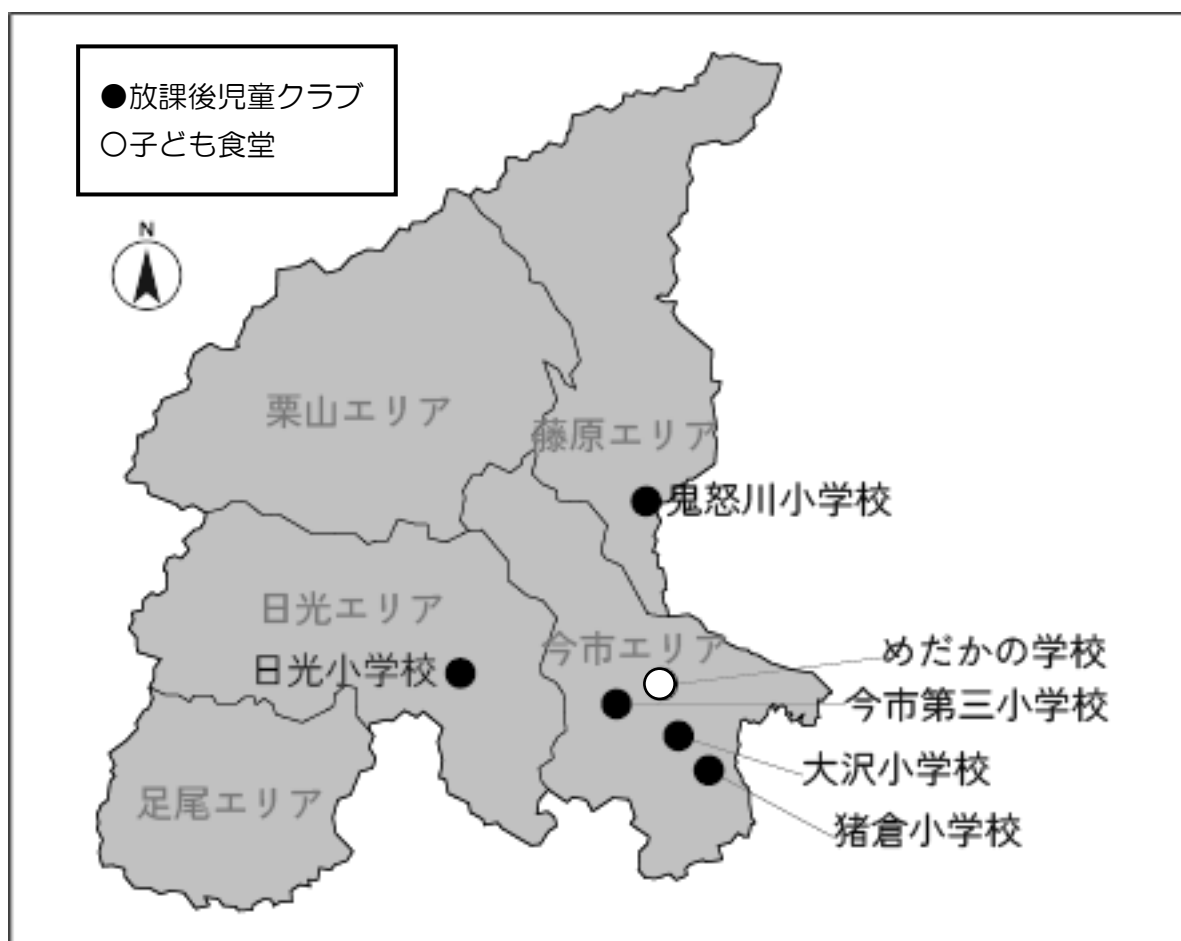
ワークショップでは、こどもたちの意見を把握することを目的として、放課後児童クラブ利用児童や子ども食堂利用児童等、市内在住のこども及びその保護者を対象に、遊び場や居場所に関する調査を実施しました。

過去の遊び場や居場所の利用状況、また希望する機能や居場所に関する意向を把握し、今後の日光市における必要な事業や拠点の形成に向けた検討を進めることを目的としています。

1. ワークショップの概要

(1) 調査対象

日光市内の放課後児童クラブ9か所、日光市内の子ども食堂1か所を調査対象としています。エリア別でみると、今市エリアが4か所、日光エリアが1か所、藤原エリアが1か所となっています。



(2) ワークショップの実施結果

ワークショップの内容は、どこで遊んでいた（過去）／どこで遊んでいる（現在）／日光市にあったらいい場所（未来・希望）について、遊ぶ人、遊ぶ場所、遊び方を地図にマーキングしながら意見交換を行いました。



↑ワークショップの様子 その1



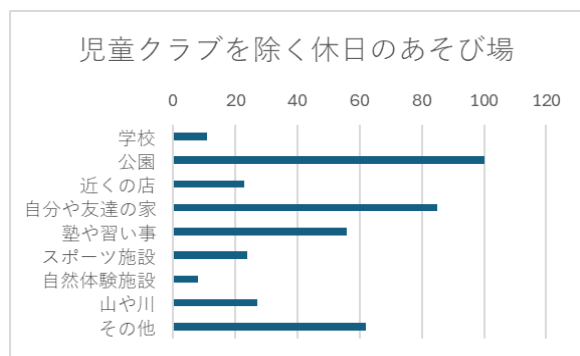
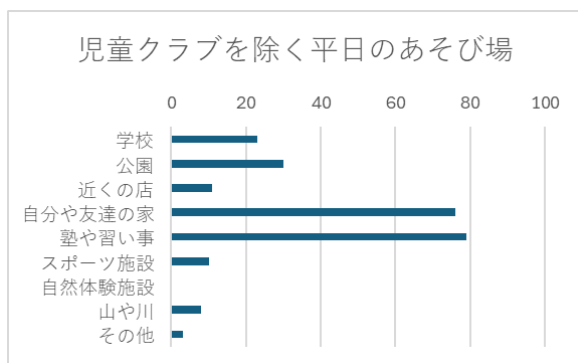
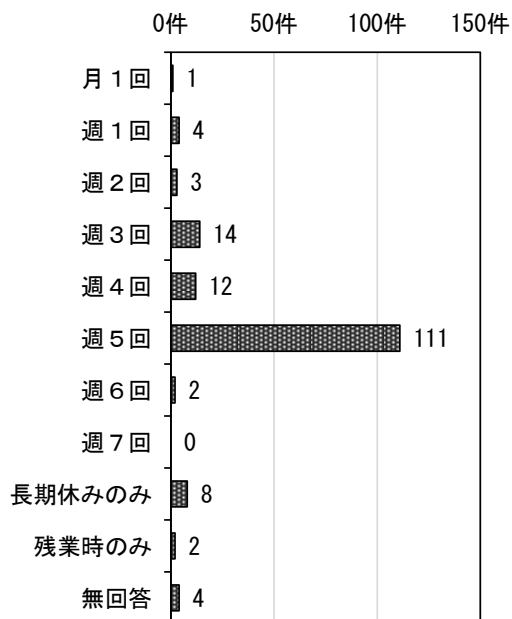
↑ワークショップの様子 その2

〈こどもとの過ごし方〉

平日は、友達と児童クラブで過ごす人が多く、児童クラブの他には、自分や友達の家、塾や習い事先で過ごす人が多い結果でした。

休日は、家族と公園や商業施設で過ごす人が多く、また、自分や友達の家、塾や習い事先で過ごす人が多い結果でした。

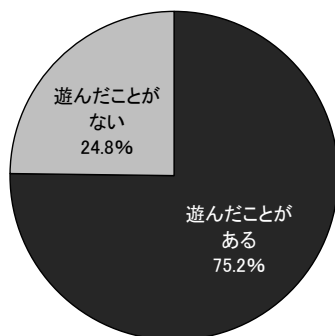
【児童クラブの利用頻度】



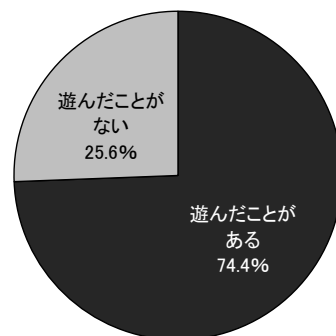
「その他」については、69.7%が具体的な場所として商業施設と回答

自然の中での遊びについては、虫取りや川遊びを経験している子どもが多かった一方で、木の枝や葉でのものづくり、木のぼりは経験したことがある人が少ない結果でした。

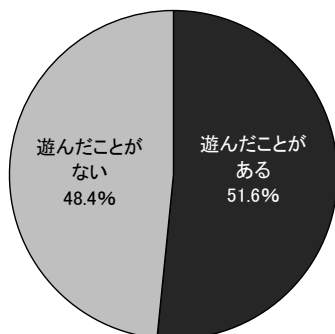
【虫取り】



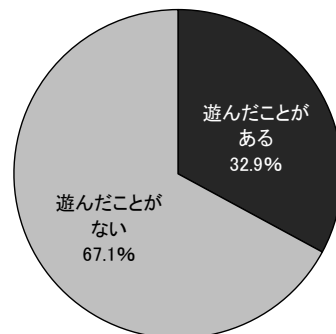
【川遊び】



【木の枝や葉で
ものづくり】



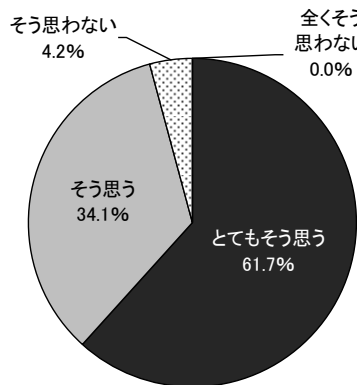
【木のぼり】



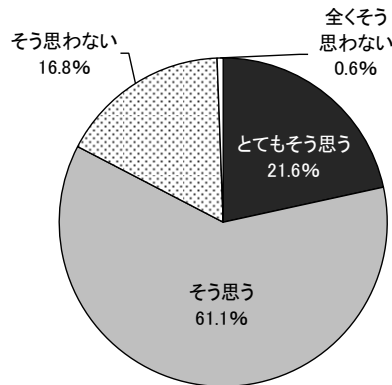
〈保護者が求めること〉

遊び場に求めることについて、保護者は、自然の中で遊ぶことができ、日光の文化を学ぶことができる場であり、安全な場を求める回答が多くありました。

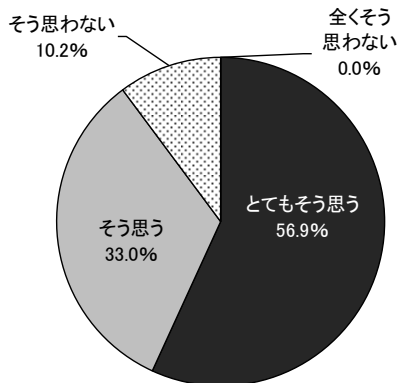
【自然の中で遊べる環境は必要か】



【日光の文化を学べる場は必要か】



【あそび場が安全である必要があるか】



〈こどもが求めること〉

こどもは、ゲームや体をたくさん動かす遊びを求める声が多くありました。

【こどもが求める遊び（頻出語）】

ゲーム、ジェットコースター、たくさん、アスレチック、スケボー、スポーツ、トランポリン、バスケットボール、バドミントン、ブランコ、海、乗る

【こどもが求める遊び場（頻出語）】

公園、広い、遊園地、ゲームセンター、プール、体育館、テーマパーク、家族

（3）ワークショップのまとめ

調査を通し、こどもにとっては、ゲームや体を動かす遊び、保護者にとっては、自然や文化に関連する遊びといった希望が確認できました。これらを総合すると、日光の自然、文化資源を活用した遊び場について検討が必要であり、また、保護者が仕事をしている家庭が多いことから、送迎やこどもの移動手段に関する検討も必要であると考察されます。

第4節 こども・若者を取り巻く課題

1 結婚に関する視点での課題

結婚や家庭のあり方に対する価値観は様々ですが、未婚化・晩婚化は少子化の一因となっているのが現状です。社会全体で未婚率の上昇という問題に取り組むことが求められています。また、単身者は家族という支えを持たないことで、精神的な健康問題や社会的孤立が深刻化するリスクが高まります。

このような状況を改善するためには、希望する人が結婚や家庭を築くことに対する社会的な支援により、個々が安心して家庭を築き、幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す必要があります。また、結婚・子育て期における経済的不安を軽減するための施策や、結婚や子育ての魅力を伝える取組などを通じて、結婚をすることにに対して前向きに捉えることができる社会にするとともに、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出など、結婚に向けた支援の充実を図る必要があります。

2 妊娠・出産・子育てに関する視点での課題

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、家庭への適切な支援が課題となっています。地域や社会が保護者に寄り添い、子育て家庭のニーズに合った包括的支援を進め、妊娠・出産、子育てに対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、こどもを安心して生み育てることに喜びや生きがいを感じることができる環境づくりが必要です。

3 こどもの居場所での課題

近年、地域コミュニティの変化や虐待・不登校などこども・若者を取り巻く環境の厳しさ、さらには価値観の多様化を背景として、こども・若者が安心して過ごせる「居場所」の充実が求められています。令和5年12月には、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こども・若者が過ごす場所や時間、人との関わりすべてが居場所となり得ること、またその場を居場所と感ずるかどうかはこども自身の主体的な判断であることが示されています。

本市が実施したアンケート調査では、小中学生の居場所に満足していると回答した保護者の割合は低く、地域における居場所の充実に対する期待は高い状況です。また、こどもを対象としたワークショップではこどもの遊び場の在り方に対する声が出されています。

こうした状況を踏まえ、地域と連携しながら、こども・若者が安心して過ごし、様々な体験を積み重ねられるこどもの居場所を整備・充実させていくことが必要です。

4 子育てと仕事に関する視点での課題

共働き世帯が増加する中、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭が増加していると考えられます。特に、こどもの急な体調の変化への対応は、多くの家庭では母親が対応しているのが現状です。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、父親と母親が協力してこどもを育て、子育ての楽しさや苦勞が共有できる時間が持てるよう、多様な働き方を実現できる職場の環境づくりが必要です。

5 こども・若者の自立に関する視点での課題

こども・若者は、未来を築く大切な存在です。「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪を、こども・若者の成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから育てられること、学校だから教えられることを踏まえ、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等が連携して、こども・若者の「生きる力」、「夢を実現する力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

社会的自立の基礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものです。幼児教育・学校教育・青少年教育・家庭教育などのあらゆる分野において、こども・若者の健やかな成長と社会的自立に向けた学びや体験の機会を創出していくことが必要です。

こども・若者は、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら、自分の可能性を広げられる環境の中で「夢を実現する力」を育むことができ、自己肯定感を持ち自分らしく生きられる環境の中で「豊かな心」を育むことができます。

若者支援という観点からは、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、就学、就業をいずれもしていない若者や、ひきこもりの状態にある若者などに対し、自立に向けた支援が課題となっています。

自立に困難を有する本人とその家族の状況や心情に寄り添った相談、助言や指導を行うことができるよう、専門職による相談・支援体制の充実を図るとともに、支援に携わる人材確保などが必要です。

6 配慮が必要なこどもと家庭に関する視点での課題

児童虐待は、こどもの生命を奪い、あるいは心身に深い傷を与えその後の人生を左右する、こどもへの最大の権利侵害です。こどもが最も安心していられるべき家庭の中に、その存在を認めてくれる心理的・物理的な居場所がないことで、年齢に応じた発育が阻害され、社会生活を送る上での大きなハンディを長期的に背負わされることとなります。

児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題です。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援が必要です。

いじめは、深刻な問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるものです。インターネットやSNSなどを利用したいじめが増加しているのも現状です。いじめは、周囲の家族や友人にも影響を及ぼします。学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携し、いじめの兆候を見逃さず、早期に発見し、適切に対応する必要があります。

また、ヤングケアラーが潜在的な課題となっています。ヤングケアラーの状況にあるこどもや家庭の抱える問題を把握し、早期支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、ヤングケアラーについて、正しい知識を広めるとともに、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立していく必要があります。

7 こどもの貧困に関する視点での課題

国民生活基礎調査（令和4年）によると、18歳未満のこどもの相対的貧困率は11.5%となっています。改善傾向にはあるものの、日本のこどもの9人に1人が相対的貧困の状態にあるといえます。特に、ひとり親家庭の母子世帯の年間平均所得は328万円と、こどもがいる全世帯の年間平均所得の約4割にとどまっており、深刻な状況となっています。

こどもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題です。こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する家庭やこどもに対して、就労・相談・生活・学習などの総合的な支援を行っていく必要があります。

8 都市部と山間部で異なる子育て支援に関する視点での課題

本市は、利便性の高い都市部と自然環境に恵まれた山間部という広域的で多様な地域特性を有しており、教育・保育をはじめとする子育て資源や利用環境には差があります。

山間部ではアクセスや人材確保などの課題を抱える一方で、都市部とは異なるかたちで地域コミュニティが存続しており、その力を子育て支援につなげる仕組みや取組を模索していくことも重要です。地域ごとの強みと課題を正しく把握した上で、都市部と山間部双方の特性を生かしながら、子育て支援の仕組みや多様な主体が参画できる取組を推進し、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境を整備していく必要があります。

第3章 | 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**こどもひとりひとりが尊重され、
心豊かにのびのびと健やかに育ち、
誰もが安心して子育てを行えるまち**

こどもや若者を権利の主体として捉え、こども・若者、子育て当事者の声を反映しながら、すべてのこども・若者が心豊かにのびのびと夢や希望をもって幸せな生活を送ることができるよう、安心して健やかに成長できる良好な生活環境を整えます。

また、地域や社会全体で、こども・若者・子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

第2節 基本的な視点

基本理念を実現するため、以下の4つの基本的な視点を踏まえ、こども・若者の施策に取り組みます。

基本的な視点 1 こどもの権利を尊重し、第一にこどもの幸せを考える

すべてのこどもは、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえのない存在です。個人としての尊厳が大切にされ、児童の権利に関する条約や日光市子どもの権利に関する条例の理念に基づき、どのような差別も受けることなく、心身ともに健やかに育成される社会をつくる必要があります。また、社会の構成員のひとりとして、こどもの意見を尊重するとともに、支援にあたっては、そのこどもにとって最善の利益となるよう考慮します。

基本的な視点 2 こどもを生き育てる喜びと楽しさを感じられる環境づくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

しかし、子育てとは、本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長するという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者が子育ての責任を果たし、その喜びや楽しさを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、こどもと向き合える環境を整えます。

基本的な視点 3 こども・若者の育ちと子育てを支援する地域づくり

学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野の人々が、すべてのこども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こども・若者の育ちや子育て支援の重要性を理解し、相互に協力しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

事業者においては、子育て中の労働者が、男女を問わず子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる職場環境の整備が求められます。

地域においては、こども・若者が地域の宝であることを理解し、地域コミュニティの中でこども・若者を育むことができるよう、地域活動を支援するとともに、子育て家庭、こども・若者の地域社会への参画を支援します。

基本的な視点 4 未来をつくるこども・若者の生きる力を応援する

一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことが求められています。その実現に必要な「生きる力」を育むため、こども・若者の意見を尊重し、居場所をつくり、地域社会への参画を促していくことで、豊かな体験ができる環境を整えます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える

こども・若者一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目のない支援体制を整備します。さらに、乳幼児期から学童期・思春期、成人期に至るまで、ライフステージに応じた保健対策や家庭教育・学校教育の充実を図り、こどもの健全育成を推進します。

基本目標 2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する

すべてのこども・若者が自らの思いや考えを表明し、社会に参画できるまちを実現します。また、虐待防止や障がい、外国ルーツ、社会的自立に困難を抱える家庭など、多様な状況にあるこども・若者を切れ目なく支援し、健やかな成長を支えます。

基本目標 3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える

こどもたちが健やかに成長し、家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、保健・医療・安全対策などの基盤を充実します。また、ひとり親家庭を含む多様な家庭に対する支援とともに、男女共同参画に基づくワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが子育ての幸せと喜びを実感できるよう支援します。

第4節 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策と施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こどもひとりひとりが尊重され、心豊かにのびのびと健やかに育ち、誰もが安心して子育てを行えるまち</p>	<p>基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える</p>	<p>基本施策1 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 家庭教育の充実 4 未就学児教育の充実 5 学校教育の充実 6 こどもの健全育成
	<p>基本目標2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する</p>	<p>基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されて暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の強化 2 障がい児施策の推進 3 外国ルーツのこども・家庭への支援 4 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実 5 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援 <p>基本施策2 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進
	<p>基本目標3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える</p>	<p>基本施策1 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食育の推進 2 こども・若者への切れ目のない医療体制の充実 3 地域活動・交流の推進 4 良質な居住環境の確保 5 こどもの遊び場の整備 6 こどもたちの安全の確保 <p>基本施策2 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭等の自立支援 2 子育てに関わる経済的負担の軽減 3 子育てにおける相談・情報提供の充実 4 子育て支援ネットワークの強化 5 安心して外出できる環境の整備 6 家庭生活における男女共同参画の推進 7 子育てと仕事の両立支援の推進 8 出会い・結婚に向けた支援 9 不妊に対する支援の充実

第4章 施策の展開

■第4章 施策の展開では、推進施策ごとに該当するライフステージを「●」で示しています。

- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまで
- ・学童期 小学生
- ・思春期 中学生からおおむね 18 歳まで
- ・青年期 おおむね 18 歳から 30 歳未満（ポスト青年期（40 歳未満）含む）まで
- ・子育て当事者 保護者

基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える

**基本施策 1 すべてのこどもが適切に養育され、
切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち**

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

妊娠期から子育て期にかけて、すべてのこどもと保護者が安心して健やかに過ごせるよう、母子保健の充実を図ります。保健指導や健康診査、各種教室の拡充に加え、こども家庭センターを基盤とした母子保健と児童福祉の一体的な支援を強化します。また、妊娠期から乳幼児期に至るまで切れ目のない支援が行き届くよう、医療機関・保育所（園）・学校・地域団体等との連携を推進し、地域全体で安心してこどもを産み育てられる体制を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
母子健康手帳の交付	妊娠届出の際に、保健師等が原則全員の妊婦と面接して母子健康手帳等を交付し、妊娠中の生活や子育て、本市の事業、医療制度等についての情報提供を行います。					●	健康課
妊産婦健康相談	妊娠中及び産後の健康管理のため、助産師等による健康相談を電話等により実施します。					●	健康課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び乳幼児のいる家庭に対し、家庭訪問による保健指導を実施することによって、健康や生活環境の課題等を早期発見し、家庭の状況に合わせた適切な個別支援を行います。	●				●	健康課
乳幼児健康診査	乳幼児のより良い発育・発達を目的に、疾病や異常の早期発見、保護者への育児支援を目的に健康診査を行います。	●				●	健康課
こども家庭センター	<p>【児童福祉】</p> <p>18歳未満のこどもとその家庭における養育環境や困窮、虐待や問題行動、ヤングケアラー等の様々な悩みに対する相談等を受けるとともに関係機関と連携して助言や支援を行います。</p> <p>【母子保健】</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、こどもと親が元気に過ごす健康づくりを推進するため、妊娠、出産、子育てに関する相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。</p>	●	●	●		●	子ども家庭支援課 健康課

2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を充実させ、性に関する科学的で正確な知識の普及や、発達段階に応じた適切な教育を推進します。また、教育関係者や保護者との緊密な連携のもと学校教育と連動した啓発活動を展開するとともに、喫煙や薬物、10代の自殺、不健康なやせなどのリスク要因に加え、ヤングケアラーをはじめとする新たな課題にも適切に対応し、思春期における問題行動の未然防止と健やかな成長を支援します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
高校生向けデートDV啓発事業	男女共同参画セミナー(高校生編)の開催時に、デートDV防止の意識を高める啓発活動を実施します。			●			総務課
ココロ・カラダ教室	市内の小学校4年生から高校3年生までの児童・生徒、その保護者を対象に、自分を大切にするための性と生命に関する講話を実施し、将来の健康やライフプランについて考える力を育みます。		●	●		●	健康課
喫煙防止教室	市内小中学校及び高等学校において、児童・生徒及びその家族を対象に、喫煙やたばこの煙が身体に及ぼす影響を伝え、児童・生徒及びその家族の喫煙をなくすことを目指します。		●	●		●	健康課
ヤングケアラー実態調査・周知強化	ヤングケアラーの実態を把握するため、動画やパンフレット等を活用した周知やアンケートの実施、相談体制を強化します。		●	●	●	●	子ども家庭支援課
ヤングケアラー支援対策	官・産・学その他機関との連携事業において、ヤングケアラーの早期発見と新たな取組に向けた環境整備を推進します。		●	●	●	●	子ども家庭支援課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター (再)	<p>【児童福祉】 18歳未満のこどもとその家庭における養育環境や困窮、虐待や問題行動、ヤングケアラー等の様々な悩みに対する相談等を受けるとともに関係機関と連携して助言や支援を行います。</p> <p>【母子保健】 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、こどもと親が元気に過ごす健康づくりを推進するため、妊娠、出産、子育てに関する相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。</p>	●	●	●		●	子ども家庭支援課 健康課

3. 家庭教育の充実

家庭教育は、人が生活していく上で必要な「生きる力」の基礎を育む重要な役割を担っていることから、こどもの発達段階に応じた家庭教育の学習機会を提供するとともに、保護者が気軽に相談できる身近な体制を整備し、地域や関係機関と連携した支援を推進することで、家庭の教育力を高め、「生きる力」を培ったこどもの健やかな育成を支援します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
祖父母手帳	初めて孫が生まれる祖父母に向けて、子育ての基礎知識や時代と共に変化する情報を周知するため、祖父母手帳を作成・配布します。					●	子ども家庭支援課
家庭教育学級等開設	こどもたちの健やかな成長と自立を促進するため、保護者が必要な知識や心構えを学ぶことを目的に開設し、講演会や研修会を実施します。	●	●	●		●	生涯学習課 (各地域公民館)
図書館事業(親子読書室、おはなし会、あかちゃんタイム、各種事業)	読み聞かせやブックスタートなど、本に触れるきっかけづくりや親子の触れ合いの場を提供します。また、年齢に合わせた各種事業を実施し、読書への関心を高めます。	●	●	●	●	●	生涯学習課

4. 未就学児教育の充実

幼児期は、こどもたちが健全な発達や社会性を培い、豊かな人間性に基づく「生きる力」を身に付ける重要な時期であり、少子化が進む中で、保育所（園）、認定こども園、幼稚園がそれぞれの役割を果たしながら、こどもたちが友だちと十分に関わり合いながら育つ環境をつくるため、施設種別を越えた連携を推進します。また、関係職員の研修機会を充実させ、教育・保育施設や小学校、家庭との連携を強化し、就学前から小学校への円滑な接続を図り、教育効果のさらなる向上を目指します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
保育施設等の適正配置	市内5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）の山間部や都市部といった地域特性に応じた保育環境を整えるため、民間活力の導入も含めた効率的・効果的な保育施設等の配置、整備を行います。	●				●	保育課
民間保育園・認定こども園・幼稚園運営費補助	民間保育園及び認定こども園に対し、保育所等運営費補助金を交付し、認定こども園及び幼稚園に対し、幼稚園等運営費補助金を交付します。	●				●	保育課
一時預かり事業（在園児対象）	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育を行います。	●				●	保育課
一時預かり事業（上記以外）	保育施設に入園していない乳幼児が、緊急または一時的に保育が必要な場合に指定保育園で預かり保育を行います。	●				●	保育課
時間外保育事業（延長保育）	保護者の就労事情に応じて、認定を受けた利用時間以上の保育が必要な場合、時間外保育を行います。	●				●	保育課
病児・病後児保育事業	病気の治療中や回復期であり、集団生活が困難な時期に保育を行います。	●	●			●	保育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	国の制度に基づき、保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、一定時間まで預かりを行います。	●				●	保育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
保育施設、及び地域子育て支援拠点施設等の設備整備事業	乳幼児が快適で安全に過ごせる環境を提供するため、各施設の空調機器や照明器具等の施設設備の更新・整備を進めます。	●				●	保育課

5. 学校教育の充実

学童期は、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を促す重要な時期であり、この時期に自立意識や他者理解といった社会性が発達し、心身の成長が著しく進むことから、地域や家庭との連携を強化し、地域とともに歩む特色ある学校づくりを推進します。また、教員の指導力は学校教育の基盤であり、こどもたちの将来に大きな影響を与えるため、研修や実践的な指導支援を通じて、教員の資質・指導力の向上を図ります。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子どもたちのアグリ体験学習事業	作物を育てる楽しさ、収穫の喜び、生きるものの力等を実感することにより、農作業に対する興味及び理解を深めることを目的とし、市内の小学校、幼稚園、児童館及び保育園が組織する農園緑化クラブ等に対し、当該クラブが農業体験学習のために設置した場の設置費用及び運営費用の一部を助成します。	●	●				農政課
チーム担任制	複数の教員が学年全体や複数の学年・学級の教育を担当し、チームとなって協力して支援・指導にあたる「チーム担任制」を実施することで、授業の質の向上、学級経営状況の向上、教員の人材育成、業務改善等を進め、各学校の学校力の強化と教育の質の向上を図ります。		●				学校教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後の時間に様々な分野の学習・体験の機会を提供し、こどもたちの健全な育成を図ります。		●				生涯学習課
日光市民文化祭「高校生合同作品展」	市内高校生の作品の募集・展示を行い、文化・芸術に対する関心を高めます。			●	●		生涯学習課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
美術館事業（絵画鑑賞教室・ワークショップ・各種事業）	児童・生徒が興味を持てる美術鑑賞教室やワークショップを実施し、児童・生徒の教育普及を行います。また、学芸員による展覧会のギャラリートークを行い、美術に関する知識と教養の向上を図ります。	●	●	●	●	●	生涯学習課
移動美術展	市内小中学校を対象に、本物の作品と出会い、鑑賞する機会をこどもたちへ提供していくことを目的として、本市が所蔵している美術作品を学校の教室等に展示します。		●	●			生涯学習課
邦楽スクールコンサート	市内小中学校で箏や尺八などの「日本の伝統音楽」のコンサートを開催し、児童・生徒がこれらの楽器に触れられる機会を設け、日本の伝統芸術の素晴らしさを体験してもらいます。		●	●			生涯学習課
図書館事業（学校との連携強化）	施設見学やマイチャレンジの受け入れを行い、総合学習等への協力・支援を行います。市内小学校を対象に移動図書館を実施します。		●	●			生涯学習課

6. こどもの健全育成

少子化や核家族化に伴い、こどもたちが集団で行動する機会は減少し、社会性や規範意識の発達に影響が出ている現状を踏まえ、安全で安心できる活動の場を確保し、地域住民や公民館、関係団体と連携して、自然環境や歴史・文化を活用した多様な体験活動の場を提供し、心豊かな人間性や「生きる力」を育みます。また、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童クラブや放課後子ども教室のさらなる充実を図ります。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
放課後児童健全育成事業	保護者が不在時に小学生に安全で健全な居場所を提供し、生活支援や遊びの場を通じてこどもの育成を図ります。また、各施設の老朽化対策や設備更新等を行い、安全に過ごせる環境を整えます。		●			●	保育課
放課後子ども教室推進事業（再）	放課後の時間に様々な分野の学習・体験の機会を提供し、こどもたちの健全な育成を図ります。		●				生涯学習課
日光市民文化祭「高校生合同作品展」（再）	市内高校生の作品の募集・展示を行い、文化・芸術に対する関心を高めます。			●	●		生涯学習課
図書館事業（親子読書室、おはなし会、あかちゃんタイム、各種事業）（再）	読み聞かせやブックスタートなど、本に触れるきっかけづくりや親子の触れ合いの場を提供します。また、年齢に合わせた各種事業を実施し、読書への関心を高めます。	●	●	●	●	●	生涯学習課
美術館事業（絵画鑑賞教室・ワークショップ・各種事業）（再）	児童・生徒が興味を持てる美術鑑賞教室やワークショップを実施し、児童・生徒の教育普及を行います。また、学芸員による展覧会のギャラリートークを行い、美術に関する知識と教養の向上を図ります。	●	●	●	●	●	生涯学習課
スポーツ少年団育成事業	スポーツ活動を通じた心身の健康づくりや体力づくりを目的としたスポーツ少年団の活動を支援します。		●	●			スポーツ振興課
ホッケーエキスパート事業	地元プロチーム等と連携し、特色あるスポーツであるホッケー競技の普及・振興を図ります。		●	●			スポーツ振興課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
スケート普及事業	地元プロチーム等と連携し、特色あるスポーツであるスケート競技の普及・振興を図ります。	●	●	●			スポーツ振興課
市内スケート施設無料利用券交付事業	特色あるスポーツであるスケートの普及を図るため、中学生以下を対象にスケート施設の無料利用券を交付します。	●	●	●			スポーツ振興課
ケガをしないジュニアアスリート育成事業	医療機関の理学療法士を各学校やスポーツ少年団に派遣し、専門家の視点でのケガ防止のトレーニングやセルフケア、選手の育成・指導を行います。		●	●			スポーツ振興課

基本目標 2 こども・若者の意見を聴き、 こどもの育ちや子育てを支援する

基本施策 1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、 権利が保障されて暮らせるまち

1. 児童虐待防止対策の強化

児童虐待相談対応件数は毎年増加していることから、養育支援が必要な家庭の早期把握を徹底し、虐待の深刻化を防ぐための早期発見と迅速な対応を強化します。また、関係機関との緊密な連携のもと、児童虐待防止に向けた切れ目のない支援体制を整備し、こどもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター (再)	<p>【児童福祉】 18歳未満のこどもとその家庭における養育環境や困窮、虐待や問題行動、ヤングケアラー等の様々な悩みに対する相談等を受けるとともに関係機関と連携して助言や支援を行います。</p> <p>【母子保健】 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、こどもと親が元気に過ごす健康づくりを推進するため、妊娠、出産、子育てに関する相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。</p>	●	●	●		●	子ども家庭支援課 健康課
要保護児童対策地域協議会	関係機関が情報共有を行い、連携・協力して保護や支援の必要な児童とその家族、特定妊婦等への適切な保護または支援を図ります。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
育児支援家庭訪問事業	母子保健事業や関係機関等から把握した養育が困難となっている家庭に対して、家事及び育児の援助等を行い、要保護児童の要因解消を図ります。	●	●	●		●	子ども家庭支援課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、施設等において短期間預かり、養育します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
児童虐待防止の普及啓発	毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に、児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう、オレンジリボン配布、庁舎等市内各所のオレンジ色のライトアップ、広報など様々な取組を実施するとともに、年間を通し普及啓発を行います。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
こどもの居場所づくり事業	在宅にあって十分な養育を受けられないこどもや、子育てに困難を抱えている親に対し、こどもの社会的自立を図り、虐待や貧困の連鎖を断つことを目的に、居場所の提供と、生活や学習等の支援を行います。	●	●	●		●	子ども家庭支援課

2. 障がい児施策の推進

自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がい、さらには医療的ケアを必要とする子どもが地域で安心して生活し、その可能性を最大限に伸ばせるよう、希望に応じた情報提供や相談支援、専門的な支援を充実します。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・療育の推進に向け、乳幼児健康診査などの取組を強化するとともに、早期から相談できる体制を整備し、関係機関との緊密な連携のもと、切れ目のない支援を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子育て教室（心理相談）	育児や人間関係等に不安や悩みをもつ乳幼児の保護者及びその家族に対し、心理職による個別の相談を行います。	●				●	健康課
あおぞら教室（ことばの相談）	言語・コミュニケーションの課題を有すると思われる幼児と保護者及びその家族に対し、言語聴覚士による個別の相談を行います。	●				●	健康課
発達支援センター・つばさ園の運営	障がい児に対し、通園による療育及び生活指導を行います。	●				●	保育課
放課後児童健全育成事業（再）	保護者が不在時に小学生に安全で健全な居場所を提供し、生活支援や遊びの場を通じてこどもの育成を図ります。		●			●	保育課
障がい児通所サービス事業	児童福祉法に基づく、放課後等デイサービス、児童発達支援などのサービスを提供します。	●	●	●			社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。	●	●	●			社会福祉課
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児に対し特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	●	●	●			社会福祉課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
重症障がい者等医療的ケア支援事業	重症障がい者等が医療機関等において医療的ケアを図りながら看護を受け、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うための日中における活動の場を確保するとともに、介護者の疲労回復及び自由な時間の確保を図ります。	●	●	●	●	●	社会福祉課
育成医療給付事業	18歳未満の身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる者を対象に医療費を助成します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課

3. 外国ルーツのこども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援をすべての市民に等しく行えるよう努めるとともに、言語や慣習の違いに配慮し、多言語による生活情報の提供や相談体制の充実を進めます。また、学校や地域における学習支援や交流機会を広げ、外国ルーツのこどもと家庭が地域で安心して暮らせる環境を整備し、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こども家庭センター	【母子保健】 外国語版母子健康手帳を10か国語(英国、ハングル、中国、タイ、タガログ、ポルトガル、インドネシア、スペイン、ベトナム、ネパール)準備し、翻訳機を活用して妊娠届出時の面接を行います。また、乳幼児健診の問診票は英語版を活用します。	●				●	健康課
こどもの居場所運営事業費補助金	子ども食堂や学習・体験機会の提供を行う団体等に対して、こどもの居場所の開設費、運営費及び継続のために必要な備品購入費を補助します。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課

4. 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実

社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭が抱える多様な課題に対応するため、地域や関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を強化します。貧困の影響を受けている家庭に対しては、生活の安定に資する経済的支援や就労支援を提供し、教育の機会均等を保障するとともに、学習支援の充実を通じて貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。また、進学・就労を含む自立支援や地域とのつながりを深めることで、こども・若者が安心して成長し、将来に希望を持って自立できる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こどもの学習支援事業	貧困の連鎖を未然に防止するため、「社会的な居場所づくり支援事業」「学力向上を図る学習支援事業」「中退防止を図る支援事業」を一体的に実施します。	●	●	●	●	●	社会福祉課
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの学習や日常的な生活習慣の確立を支援します。		●	●		●	子ども家庭支援課
ひとり親家庭等大学受験料等補助事業	ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの大学・短大・専門学校等の受験料及び大学、高校進学に向けた模擬試験料を補助します。		●	●		●	子ども家庭支援課
自立相談支援事業	生活困窮者からの様々な相談に応じ、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画を策定し、支援効果の確認・評価を行いながら、自立に向け、包括的・継続的に支えていきます。				●	●	社会福祉課
就学援助制度	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒がいる世帯に学用品等費用の一部を援助します。		●	●		●	学校教育課
通学費補助金	日光市立小中学校に通学する児童・生徒のうち、遠距離地域から通学している児童・生徒等の保護者に対して、通学に係る負担軽減を図るため経費の一部を補助します。		●	●		●	学校教育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
奨学金制度	能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な方に対して、教育機会の均衡等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的に、必要な学資の一部を無利子で貸付します。			●	●	●	学校教育課
奨学金(返済免除)制度	大学等修学時に日光市の奨学金を2年以上受けた方で、学校卒業後、日光市に住所を定め、引き続き5年間定住して就労する方に、就学資金の償還の一部を免除します。				●	●	学校教育課
こども家庭センター(再)	<p>【児童福祉】</p> <p>18歳未満のこどもとその家庭における養育環境や困窮、虐待や問題行動、ヤングケアラー等の様々な悩みに対する相談等を受けるとともに関係機関と連携して助言や支援を行います。</p> <p>【母子保健】</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、こどもと親が元気に過ごす健康づくりを推進するため、妊娠、出産、子育てに関する相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。</p>	●	●	●		●	子ども家庭支援課 健康課

5. 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底を図り、道徳科や学級活動などを活用して、こども主体で取り組むいじめ防止対策を一層推進します。また、不登校については、学校内外の教育支援センターの機能を強化し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家と緊密に連携して、教育機会の確保と個別ニーズに応じた支援を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
不登校児の親への支援	不登校のこどもがいる保護者への支援として、24時間対応のLINE相談の案内と支援の連携を図ります。					●	子ども家庭支援課
教育支援センター	不登校などで学校に通いづらい児童・生徒やその保護者を支援する施設であり、学習や生活の相談、個別指導や小集団での学習活動、体験活動などを通じて、こどもたちが安心して過ごせる環境を提供し、学校復帰や社会的自立につながる支援を行います。		●	●			学校教育課
こども家庭センター (再)	【児童福祉】 18歳未満のこどもとその家庭における養育環境や困窮、虐待や問題行動、ヤングケアラー等の様々な悩みに対する相談等を受けるとともに関係機関と連携して助言や支援を行います。 【母子保健】 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく、こどもと親が元気に過ごす健康づくりを推進するため、妊娠、出産、子育てに関する相談支援や、関係機関との連絡調整等を行います。	●	●	●		●	子ども家庭支援課 健康課
こどもの居場所運営事業費補助金 (再)	子ども食堂や学習・体験機会の提供を行う団体等に対して、こどもの居場所の開設費、運営費及び継続のために必要な備品購入費を補助します。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課

基本施策2 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

1. こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまちを実現するため、こどもたちが自らの意見を自由に表現できる機会を提供するとともに、地域や学校、家庭と連携し、こどもたちが年齢や発達段階に応じた形で意見を表明し、その声が施策や政策に反映される仕組みを整備します。また、声を上げにくいこどもたちにも配慮し、誰もが安心して参加できる環境を整え、こども・若者の多様な意見やニーズを社会全体で尊重し、まちづくりに活かす取組を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
子どもの権利条例の推進	「日光市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利委員会を開催し、こどもの権利に関する施策を推進します。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課
こども・若者の意見反映推進事業	こども・若者の意見を政策に反映していくため、新たな仕組みづくりを進めます。		●	●	●		子ども家庭支援課 ※関係各課
中高生ボランティア体験事業	市内で活動するNPOや市民団体、ボランティア団体と、ボランティア活動に興味がある中学生・高校生をつなぎ、ボランティア活動を体験してもらう取り組みです。実際にボランティア活動を経験することを通じて、地域社会の一員としての自覚を育み、社会参加のきっかけや市民活動の新たな担い手の育成につなげることを目的に実施します。			●	●		地域振興課
青少年リーダー育成・活動体験事業	青少年リーダーが自然の中での体験活動を通じて、こども会活動やイベント等の指導者としての実践的な力を養います。市内の小学生を対象に自然や科学に触れる機会を提供し、資質の向上を図ります。		●	●			生涯学習課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
日光リーダー 支援事業	青少年活動の援助・指導、地域社会への奉仕協力等を中心に、中高生のジュニアリーダーが取り組める範囲での社会参加活動を通して、自らの向上を図ることを支援します。			●	●		生涯学習課
子ども会支援 事業	単位子ども会育成会や支部子ども会連絡協議会の活性化、地域子ども会活動におけるリーダー的人材の育成を目指します。また、こどもの安全確保のため、全国子ども会安全共済会への加入促進を図ります。		●			●	生涯学習課 (地区公民館)
藤原地域ボラ ンティアスク ール(小さな愛 の会)	藤原地域の中学生などの社会参加促進事業の一環として、ボランティアスクールを開催します。			●			中央公民館 (藤原公民館)

基本目標 3 みんなでこどもを育て、 安心して子育てができる環境を整える

基本施策 1 すべてのこどもが幸せに成長できる 家庭や環境があるまち

1. 食育の推進

こどもたちの心身の成長と人格形成に重要な食育を推進し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行います。また、食習慣の乱れや思春期やせなどの健康問題に対応するため、地域の食材や農作物の収穫体験等を取り入れた参加型の食育活動を充実させ、家庭・学校・地域が一体となって健全な心と身体を育む基盤を形成します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
離乳食教室	4か月から6か月の乳児と保護者に、親子で適切な生活習慣を身につけ、こどもの発達段階に応じた離乳食が進められるよう、講話やあそびの実技などを実施します。	●				●	健康課
食育教室	各保育施設でこどもや保護者を対象に、「朝ごはんの大切さ」「虫歯予防」などの講話、朝食やおやつづくり、ブラッシング指導を実施します。	●				●	健康課
乳幼児栄養相談	乳幼児健診や相談の際に管理栄養士がこどもの成長発達や生活・育児状況を確認しながら相談に対応します。	●				●	健康課
公立保育施設における食事の提供	栄養面、衛生面、季節感などに配慮し、乳幼児期に望ましい食習慣の形成にふさわしい内容となるよう、食事（給食）の提供体制を整えます。	●				●	保育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
保育園給食献立と人気メニューレシピのホームページ掲載	毎月、公立保育園給食献立表と人気メニューのレシピを1件ずつ、市ホームページに掲載します。					●	保育課
地域子育て支援センター栄養相談事業、ミニ学習会	月1回、地域子育て支援センターで希望者を対象に栄養相談を実施します。年1回は、ミニ学習会として保護者に学習の機会を設けています。					●	保育課
食育だよりの発行	各保育施設から保護者に向けて、食育だよりを発行します。					●	保育課
子どもたちのアグリ体験学習事業補助金の活用	補助金を活用し、公立保育施設において農作物の栽培・収穫体験を取り入れた保育を実施します。	●					保育課
子どもたちのアグリ体験学習事業（再）	作物を育てる楽しさ、収穫の喜び、生きるものの力等を実感することにより、農作業に対する興味及び理解を深めることを目的とし、市内の小学校、幼稚園、児童館及び保育園が組織する農園緑化クラブ等に対し、当該クラブが農業体験学習のために設置した場の設置費用及び運営費用の一部を助成します。	●	●				農政課
日光市学校給食フレッシュ農産物利用促進事業	学校給食における地場農産物の利用を促進することにより、食育及び地産地消の推進を図るため、日光市内で生産された農産物等を利用した学校給食に対して助成します。併せて、毎月18日前後には、月ごとに統一した地産地消食材を使った学校給食を提供し、使用した農産物やその生産者を紹介する記事を小中学校に配布します。		●	●			農政課

2. こども・若者への切れ目のない医療体制の充実

本市の将来を担うこども・若者の健康と安全を守り、安心して日常生活を送れるよう、夜間・休日を含む救急患者の受け入れ体制を強化し、地域医療機関との連携を深めながら、妊娠期から青年期まで切れ目なく安心して医療を受けられる体制を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
定期予防接種費助成事業	予防接種費用の助成を行うことにより、予防接種を受けやすい環境を整え、公衆衛生の向上と推進を図ります。	●	●	●	●	●	健康課
任意予防接種費助成事業	市民がワクチンを接種しやすい環境を整え、個人における感染症の発症及び重症化の防止並びに流行防止を図ることを目的に実施します。	●	●	●	●	●	健康課
地域医療整備事業費補助金交付事業	地域における周産期医療体制等の充実を図るため、医療機関の施設整備等の事業に対して補助金を交付します。					●	健康課
こども医療費助成	医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、市内在住の高校3年生相当までのこどもを対象に、保険診療の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
育成医療給付事業（再）	18歳未満の身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる者を対象に医療費を助成します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
養育医療費助成	出生時の体重が2,000グラム以下または身体の機能が未熟なままで生まれ入院養育を受ける1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分及び食事療養費を助成します。	●				●	子ども家庭支援課

3. 地域活動・交流の推進

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域が連携し教育力を高める取組を推進します。また、乳幼児期から地域の人々とのふれあいを通して、こどもや若者自身が地域の歴史や文化に親しむことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など様々な体験の機会を設けます。これらを通して、地域への愛着を深めるとともに、社会参画の意識を育み、主体的にまちづくりに関わる姿勢を育成します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
地域魅力創出のための若者会議	小中学生時代の学びを通じて地域の魅力に触れた若者が、地域への更なる愛着心を育むため、市内在住・在学等の高校生と大学生が、地域で活動する大人や団体と関わりながら、日光市の未来を考え、行動する場を設けます。			●			地域振興課
中高生ボランティア体験事業（再）	市内で活動するNPOや市民団体、ボランティア団体と、ボランティア活動に興味がある中学生・高校生をつなぎ、ボランティア活動を体験してもらう取り組みです。実際にボランティア活動を経験することを通じて、地域社会の一員としての自覚を育み、社会参加のきっかけや市民活動の新たな担い手の育成につなげることを目的に実施します。			●	●		地域振興課
若者活動応援補助金	市内の若者が地域の活性化、魅力向上、まちづくり及び課題解決を目的として行う自主的な活動に必要な経費に対して補助します。 ・若者：16歳以上29歳以下の者（16歳は年度内に年齢に達する者を含む）				●		地域振興課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
自治会が行うまちづくり活動支援事業補助金	自治会がまちづくりのために自主的に行う活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民との協働によるまちづくりを推進します。また、防災・防犯に関する備品や、自治会における交流行事、ふれあい祭り等についても補助対象となる項目を設け、各自治会での制度利用を推進します。					●	地域振興課
家庭教育オピニオンリーダー養成講座周知	県で開催される養成講座を広く周知し、オピニオンリーダーとして活動できる人を増やすとともに、他地域のオピニオンリーダーとの交流を図ります。					●	生涯学習課
子ども会連絡協議会運営支援	市全体の保険加入手続きや体験・交流活動の企画、運営を行います。		●			●	生涯学習課 (地区公民館)
日光りーだーず支援事業(再)	青少年活動の援助・指導、地域社会への奉仕協力等を中心に、中高生のジュニアリーダーが取り組める範囲での社会参加活動を通して、自らの向上を図ることを支援します。			●	●		生涯学習課
今市少年少女合唱団	今市地域を中心とした小中学生を対象に、合唱活動を通じて友情の育成、心豊かな人間形成及び公共奉仕を推進します。		●				中央公民館
緑が丘ふれあい交流会	落合中学校と地域の各種団体が協力し、石窯でのピザ作りなど、落合地区の特性を生かした様々な活動に参加することで、世代を問わず交流を深めます。あわせて、地域の活性化を図るとともに、学校との協力関係を強化します。		●	●	●	●	中央公民館 (落合公民館)
おおさわふれあい活動	小学生の参加者を募集し、地域の大人が考えた遊びを体験できる活動を年2回実施します。		●	●	●	●	中央公民館 (大沢公民館)

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
わんぱく教室	小学生を対象に、工作や陶芸等の体験ができる活動を実施します。		●	●		●	中央公民館 (大沢公民館)
日光少年少女合唱団	日光地域を中心とした小中学生、高校生を対象に、合唱活動を通じて友情の育成、心豊かな人間形成及び公共奉仕を推進します。		●	●			中央公民館 (日光公民館)
わんぱく子育て塾	乳児を子育て中の保護者同士が、子育ての悩みを共有し、命の尊さを認識するとともに、心豊かに学び、交流を深める機会を提供します。	●				●	中央公民館 (日光公民館)
親子で集う人形劇	幼児・小学生及びその保護者を対象に、日本の昔話を題材とした人形劇を鑑賞します。	●	●			●	中央公民館 (日光公民館)
講座等開催事業	公民館講座のシルバーセミナー事業において、地域の高齢者と小学生がニュースポーツを通じて交流し、世代を超えて触れ合える機会を提供します。		●				中央公民館 (足尾公民館)
青少年教室	地域及び世代間交流を目的に、男鹿川で地元漁協と共催して環境学習を実施する「水辺の教室」や、地域のこどもたちが育てたひまわりの種を地域に配布する「ひまわり大作戦」を実施します。		●				中央公民館 (三依公民館)

4. 良質な居住環境の確保

住宅は、安全・安心で快適な生活を送るための家庭の基盤であることから、ユニバーサルデザインを取り入れた利便性と安全性の高い良質な住宅の供給や取得を支援するとともに、子育て世帯や多様な家庭のニーズに応じた住環境の整備を推進し、住まいに関する情報提供や相談支援にも積極的に取り組みます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
若年夫婦・子育て世帯居住誘導区域引越補助金	立地適正化計画に基づく居住誘導区域内の民間賃貸住宅に、令和4年4月1日以降に転居した45歳以下の夫婦(若年夫婦)及び子育て世帯を対象に、引越費用の一部を補助します。					●	都市計画課
日光市空き家情報登録制度(空き家バンク)	市内の空き家、空き店舗の売買情報や賃貸情報を登録し、購入や賃貸を希望する方に提供する制度です。市内への定住促進や地域の活性化、空き家の活用促進を図り、空き家の発生や増加を抑制します。	●	●	●	●	●	建築住宅課
日光市空き家バンクリフォーム補助金	日光市外在住の方が、日光市空き家バンクを利用して空き家を購入し、リフォーム工事を実施した後に転入する場合、工事費の一部を補助します。	●	●	●	●	●	建築住宅課
若年世帯用住宅の提供	清原市営住宅において、定住促進及び団地の活性化を図るため、団地内の一部住戸を現代の生活様式に合わせた内装や設備に改修し、若年世帯に提供します。	●	●	●		●	建築住宅課
子育て世帯等による市営住宅目的外使用	公営住宅の子育て支援の一環として、住居の建て替え等により仮の住居が必要となった場合などに、公営住宅の空き住戸への子育て世代等の入居を可能としています。	●	●	●		●	建築住宅課
日光市ブロック塀等撤去費補助金	市内小学校の通学路に面しているブロック塀等で、倒壊または転倒の危険性があるもの(高さ80センチメートル以上)に対し、撤去工事費の一部を補助します。		●				建築住宅課

5. こどもの遊び場の整備

こどもたちが身近な場所で安全かつ生き生きと遊べる環境を提供し、遊びの重要性を活かした成長を支えるため、多様な遊びの機会を確保し、地域の自然や公園等を活用した遊び場の充実を図るとともに、継続的な維持管理に取り組みます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
児童館運営事業	こどもが安全安心に遊びや学びを通じて交流・成長できる場を提供し、健全な成長を促進します。	●	●	●	●	●	保育課
公園内の遊具等に係る維持管理	潤いとやすらぎのある都市環境を目指し、所管している公園等の設備の適正な維持管理に努めます。		●			●	維持管理課
社会体育施設整備事業	市民のスポーツ活動に供するため、社会体育施設の維持管理・運営を行います。		●	●	●	●	スポーツ振興課
学校開放事業	市民のスポーツ活動に供するため、市内小中学校の校庭及び体育施設を開放します。		●	●	●	●	スポーツ振興課
設備整備事業	こどものスポーツ活動に供するため、運動公園等の施設内に設置されている遊具等の設備について、更新等の整備を行います。	●	●	●	●	●	スポーツ振興課
こどもの遊び場づくり事業	屋内外を問わず、こどもとその保護者が気軽に利用できる遊び場づくりを検討し、必要な整備を行います。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課 ※関係各課

6. こどもたちの安全の確保

こどもを犯罪から守るため、防犯ボランティアやPTA、地域の協力を得て、通学路などのパトロールや防犯講習会を実施し、市民が一体となって自主的な防犯行動を促進できるように、情報提供や情報交換を充実します。また、こどもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、地域や関係団体との連携を強化するとともに、実効性のある交通事故防止の取組を推進し、こどもたちが安心して暮らせる地域環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
市民ボランティア活動補償制度	市内で活動する市民団体のボランティアに対し、けがや病気、損害賠償に関する補償を行うことで、市民団体の活動を促進します。 ※対象は、市民団体が行う活動のうち、広く社会貢献を目的とし、計画性・継続性・公益性を有する無報酬のボランティア活動。有志団体（団体登録が必要）や自治会での自主的なパトロールや見守り活動中の事故等についても対象としています（詳細は保険会社にて判断）。					●	地域振興課
自主防犯団体支援事業	自主防犯団体や自治会などが実施するパトロールや、ながら見守りの取組を推進するため、パトロールに使用する用品を貸与し、活動を支援します。	●	●	●	●	●	生活安全課
交通安全啓発事業	こどもたちの交通安全意識の向上と交通ルールの習得を図るため、園児や児童・生徒を対象に交通安全教室を開催します。	●	●	●		●	生活安全課
道路修築事業	舗装長寿命化修繕計画及び個別施設計画に基づき、舗装や側溝の改修を行うとともに、通学路等の危険箇所における交通安全施設の整備を行います。	●	●	●	●	●	維持管理課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の危険箇所を点検し、関係機関と連携して必要な対策を講じます。また、学校内外における児童の安全を確保するため、地域の方で構成するスクールガードの協力を得て通学路等のパトロールを実施します。さらに、スクールガード・リーダーを配置し、スクールガードに対する情報提供や助言等を行います。		●				学校教育課
少年指導センター運営	少年相談員を1名配置し、青少年の非行防止に資するため、会議、研修会、街頭指導を実施します。		●	●		●	生涯学習課
立入調査	栃木県青少年健全育成条例に基づき、県西健康福祉センターと共同で年2回、市内の書店、コンビニエンスストア、携帯電話等取扱店を対象に立入調査を実施し、青少年を取り巻く環境の浄化を図ります。		●	●	●	●	生涯学習課 日光公民館 藤原公民館
遊具点検	大沢地区センターの中庭に設置している遊具の点検を行います。	●					中央公民館 (大沢公民館)
遊具点検	日光運動公園内のちびっこ広場に設置している遊具の点検を行います。	●	●				中央公民館 (日光公民館)

基本施策2 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

1. ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭が抱える課題に対応するため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援を総合的に実施し、安定した生活基盤を確立できるよう支援します。また、こどもの学習支援や居場所づくりを充実させ、地域とのつながりを深めることで孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の親が生活上の悩みや課題を解決し、自立した生活を送れるよう、情報の提供や相談・指導等の支援を行います。					●	子ども家庭支援課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を促進するため、就職やキャリアアップにつながる講座の受講費用の一部を助成し、必要な知識や技能の習得を支援します。					●	子ども家庭支援課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親が看護師や保育士、介護福祉士など就職に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関で修業する際に、一定期間、生活費の一部を給付し、資格取得中の生活負担を軽減しながら就業を支援します。					●	子ども家庭支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	中学校卒業（高等学校中退を含む）のひとり親家庭の親やこどもが、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）に合格するための受講費用の一部を助成し、就労機会の拡大と生活の安定を図ります。				●	●	子ども家庭支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度（県）	ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、生活資金やこどもの就学に必要な資金を貸し付けます。					●	子ども家庭支援課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
ひとり親家庭等学習支援事業（再）	ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの学習や日常的な生活習慣の確立を支援します。		●	●		●	子ども家庭支援課
ひとり親家庭等大学受験料等補助事業（再）	ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの大学・短大・専門学校等の受験料及び大学、高校進学に向けた模擬試験料を補助します。		●	●		●	子ども家庭支援課
児童扶養手当	父（母）と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に資するため、手当を支給します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の親とこども（18歳の年度末まで）に対し、医療費の自己負担分を助成します。 ※こども医療費優先	●	●	●		●	子ども家庭支援課
遺児手当	父母の一方または両方を亡くした中学3年生までの児童に対し、手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ります。	●	●	●		●	子ども家庭支援課

2. 子育てに関わる経済的負担の軽減

社会情勢の変化により物価上昇が続く中、子育て家庭の経済的負担が増大している現状を踏まえ、児童手当やこども医療費助成、出産準備手当などの支援に加え、保育料や学校教育に係る費用の軽減など、多様な経済的支援を展開し、今後も家庭の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、子育て家庭の負担軽減に努めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
国民健康保険税の産前産後期間の免除制度	出産を予定する方の国民健康保険税について、出産前後の一定期間分（出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月分）の所得割（加入者の所得に応じて計算される税額）と均等割（一人あたり計算される金額）を免除する制度です。免除を受けるためには、市への申請が必要となります。					●	保険年金課
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	出産を予定する方の国民年金保険料について、出産前後の一定期間分（出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月分）が免除される制度です。免除を受けるためには、市への申請が必要となります。マイナポータルを利用した電子申請も可能です。					●	保険年金課
出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方が出産した場合、原則として50万円を支給します。					●	保険年金課
妊産婦健康診査費用助成	妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けている妊産婦に、妊婦健診14回分・産婦健診2回分の受診票を交付し、健診費用を一部助成します。					●	健康課
1か月児健康診査費用助成	妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けている妊産婦に対し、1か月児健診1回分の受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。	●				●	健康課
新生児聴覚検査費用助成	妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けている妊産婦に対し、新生児聴覚検査1回分の受診票を交付し、検査費用の一部を助成します。	●				●	健康課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
産後ケア事業 利用料助成	産後の母子に対して、母親の身体的回復の支援、授乳指導や乳房ケア、育児指導などを目的として、産科医療機関や助産所に宿泊または通所した際に、助産師等の専門職から受ける支援に係る費用の一部を助成します。	●				●	健康課
遠方の妊婦健康診査施設及び分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費用の一部助成	住所地から最も近い健診施設または分娩取扱施設まで、または医学的な理由により周産期母子医療センターを受診する必要がある場合に、当該施設までの移動時間が概ね 60 分以上となる時、交通費及び宿泊費の一部を助成します。					●	健康課
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	市民税非課税世帯に属する者及び生活保護世帯に属する者が、妊娠判定のために受ける初回産科受診に要する費用の一部を助成します。					●	健康課
幼児教育・保育料の無償化	きょうだいの順位に関係なく、教育・保育施設を利用する3歳から5歳児クラスのすべての子ども及び0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの保育料について、無償で保育を行います。	●				●	保育課
第2子以降の保育料及び副食費の免除	教育・保育施設を利用する第2子以降の保育料（0歳から2歳児クラスの子ども）及び第2子以降の副食費（3歳から5歳児）を免除します。	●				●	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けを希望する依頼会員と、手助けを行いたい提供会員を結び付け、地域における子育てを支援します。なお、ひとり親家庭等が依頼会員として利用する場合、利用料の一部（月額3分の1、上限2万円）を助成します。	●	●	●		●	保育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
放課後児童健全育成事業	同一世帯から3人以上が同時に入所する場合、3人目以降の利用料は無料とします。なお、児童扶養手当を全額受給している世帯は、利用料を半額とします。		●			●	保育課
学校給食費補助金交付事業	保護者負担の軽減を図るため、学校給食費を補助します。		●	●		●	学校教育課
児童手当	高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に、手当を支給します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
児童扶養手当(再)	父(母)と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に資するため、手当を支給します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
妊婦支援給付金	妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児・こどもの保健及び福祉の向上に資するため、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円を支給します。					●	子ども家庭支援課
すくすく赤ちゃん券	こどもの出生を祝うとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3万円分の金券を支給します。	●				●	子ども家庭支援課
妊産婦医療費助成	医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図ります。 ※対象期間は、妊娠届出から出産した月の翌月末まで。					●	子ども家庭支援課
こども医療費助成(再)	医療費の一部を保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、市内在住の高校3年生相当までのこどもを対象に、保険診療の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
養育医療費助成 (再)	出生時の体重が 2,000 グラム以下または身体の機能が未熟なままで生まれ入院養育を受ける1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分及び食事療養費を助成します。	●				●	子ども家庭支援課

3. 子育てにおける相談・情報提供の充実

少子化や核家族化、共働き世帯の増加に伴い、地域における人と人とのつながりが希薄化し、子育て機能の低下が指摘される中、子育て家庭の孤立感や育児不安を軽減するため、安心して気軽に相談できる窓口や相談体制を整備し、保護者同士が交流や情報交換を行える場を充実させます。また、様々な媒体を活用して情報提供を強化し、子育て家庭が必要なときに適切な支援やアドバイスを受けられる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
日光子育てチャンネル	妊娠・出産、子育て、教育に関する各種支援制度などについて、ライフステージや制度の種類ごとに整理した市ホームページを作成し、周知を行います。					●	子ども家庭支援課
すくすく子育てにっこり日光	子育て支援サービスや関連情報をライフステージ別にまとめたガイドブックを作成し、配布します。					●	子ども家庭支援課
祖父母手帳(再)	初めて孫が生まれる祖父母に向けて、子育ての基礎知識や時代と共に変化する情報を周知するため、祖父母手帳を作成・配布します。					●	子ども家庭支援課
お金と暮らしのサポートブック	こども・子育て世帯を対象に、経済的な支援策や安価または無償で利用できるサービス等をまとめたパンフレットを作成・配布します。	●	●	●		●	子ども家庭支援課
乳幼児健康相談	乳幼児と保護者を対象に、育児や発達に関する不安や悩みに対応するため、保健師、管理栄養士、その他の専門職による各種健康相談や、関係機関等との連携による支援を行います。	●				●	健康課
地域子育て支援センター運営事業	就学前児童を対象に、遊び場の提供や行事、子育て相談を行います。	●					保育課

4. 子育て支援ネットワークの強化

子育て支援拠点を活用し、遊びや子育て相談、交流の場を提供することで、子育て家庭への支援を充実させます。また、市民による自主的な支援活動を促進し、行政や関係団体、地域住民が連携して、地域全体で子育てを支えるネットワークを形成し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
こどもの居場所ネットワーク会議	こどもの居場所として開設されている子ども食堂などの運営団体等と相互に連携し、ネットワーク化を図るための会議を開催します。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課
こどもの居場所運営事業費補助金（再）	子ども食堂や学習・体験機会の提供を行う団体等に対して、こどもの居場所の開設費、運営費及び継続のために必要な備品購入費を補助します。	●	●	●	●	●	子ども家庭支援課
ファミリー・サポート・センター事業（再）	子育ての手助けを希望する依頼会員と、手助けを行いたい提供会員を結び付け、地域における子育てを支援します。なお、ひとり親家庭等が依頼会員として利用する場合、利用料の一部（月額3分の1、上限2万円）を助成します。	●	●	●		●	保育課
家庭教育学級等開設（再）	こどもたちの健やかな成長と自立を促進するため、保護者が必要な知識や心構えを学ぶことを目的に開設し、講演会や研修会を実施します。	●	●	●		●	生涯学習課 （各地域公民館）
家庭教育団体支援	家庭教育オピニオンリーダー連合会の市内4支部と親学習チーム日光が連携し、情報交換会や研修会、家庭教育支援講座の斡旋等を行います。					●	生涯学習課

5. 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親、障がい者、高齢者など、すべての人が「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づく道路交通環境の整備を推進します。特に、生活道路や通学路では、歩道整備や車両速度抑制のための物理的デバイスの設置などにより、安全で安心な歩行空間の確保に取り組みます。また、公共施設においてもユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化を推進し、誰もが気兼ねなく外出し、地域での暮らしや活動に参加できる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
赤ちゃんの駅	無料でおむつ替えや授乳ができる設備を備えた施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児の保護者が気軽に利用できるよう広く公表します。	●				●	子ども家庭支援課
中央公民館移転事業	中央公民館の機能をイオン今市店内に移転し、館内に託児室を整備します。					●	中央公民館
道路修築事業（再）	舗装長寿命化修繕計画及び個別施設計画に基づき、舗装や側溝の改修を行うとともに、通学路等の危険箇所における交通安全施設の整備を行います。	●	●	●	●	●	維持管理課
公共施設のバリアフリー化の推進	こどもや妊産婦などが安心して利用できるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。	●	●	●	●	●	関係各課

6. 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭では、男女が協力して家事や育児に取り組むことが求められるため、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識を見直し、誰もが自らの希望に応じて、仕事と家庭の調和がとれたライフスタイルを選択できる社会を目指します。そのため、男性の家事・育児への参加を促進し、学習機会や情報提供を充実させ、男女が互いに支え合いながら家庭を営むことができる環境づくりを推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催し、市民の男女共同参画意識の向上と主体的に学ぶ機会を創出します。				●	●	総務課
男女共同参画セミナーの開催	固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けたセミナーを開催し、男女共同参画意識を啓発します。			●	●	●	総務課
広報記事「はーとふる日光」の掲載	市広報紙に啓発記事を掲載し、男女共同参画の視点に立った正しい情報を発信します。		●	●	●	●	総務課
プレママ教室	これから出産や育児を控えた夫婦が、協働して育児に取り組むための手技を講話や実技を通して学び、妊婦及び家族が自身の健康を振り返り、正しい生活習慣を身につけます。					●	健康課
家庭教育学級等開設(再)	こどもたちの健やかな成長と自立を促進するため、保護者が必要な知識や心構えを学ぶことを目的に開設し、講演会や研修会を実施します。	●	●	●		●	生涯学習課 (各地域公民館)

7. 子育てと仕事の両立支援の推進

共働き世帯が増加する中、誰もがやりがいを感じながら安心して子育てを続けられるよう、保育サービス等の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業に対して長時間労働の削減や多様な働き方の促進を働きかけます。また、父親を含めたすべての保護者の育児休業取得を促進し、柔軟な働き方や労働時間の短縮を推進することで、子育て家庭が心豊かに暮らせる社会を目指します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
ワーク・ライフ・バランスの理解促進	男女が共に家庭と仕事の両立を図ることができるよう、意識啓発セミナーを開催します。また、啓発パンフレットをイベントや研修会で配付します。				●	●	総務課
乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	広大な面積を抱える本市の地域特性に配慮した新たな教育・保育体制の構築を進めます。	●					保育課
保育サービスの利用調整	保育園への入園希望者の利用調整を行い、保育ニーズに応じて適切な施設への入園を促進します。	●					保育課
ちょこっとスタバケ日光	平日にこどもが最大3日間、活動休暇として取得し、保護者等と一緒に校外で学ぶことができる制度です。ワーク・ライフ・バランスの充実や市内産業における年次有給休暇の確実な取得を促進するとともに、休暇の満足度向上を図ります。		●	●		●	商工課 学校教育課
雇用対策協定	厚生労働省栃木労働局と雇用対策協定を締結し、地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」「連携方法」を明確化し、雇用対策事業をPDCA管理することで、より効果的・効率的に地域の雇用対策を推進します。				●	●	商工課

8. 出会い・結婚に向けた支援

生涯未婚率の増加や晩婚化、ライフスタイルの多様化や経済的不安により、結婚に踏み切れない若者が増えている現状を踏まえ、出会いの機会を広げる結婚支援センターの活用や結婚新生活を経済的に支援するなど、安心して結婚に踏み出せる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
とちぎ結婚支援センター会員登録補助金	登録料(2年間で1万円)の半額を補助します。				●		地域振興課
結婚新生活支援補助金	新婚生活のスタートを支援するため、結婚を機に住宅の取得、増改築または賃借に要した費用の一部を補助します。				●		地域振興課

9. 不妊に対する支援の充実

不妊治療及び不育症治療における経済的負担を軽減するため、配偶者間の人工授精・体外受精・顕微授精等にかかる費用の一部を助成するとともに、不妊や不育に関する正しい情報提供や医学的相談の充実を図ります。あわせて、治療に伴う心身の負担や心理的な悩みに対応できる相談支援体制を充実し、安心して治療に取り組める環境を推進します。

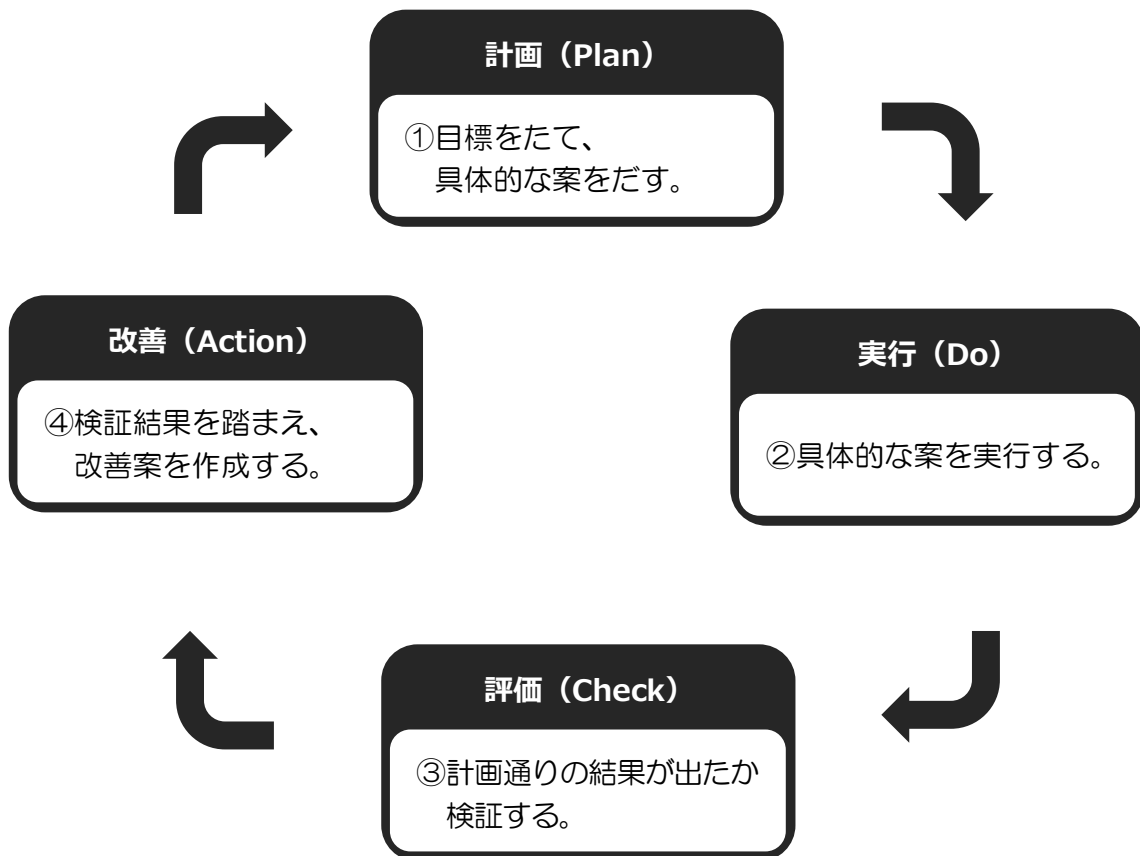
推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
				若者			
不妊治療費補助金	不妊治療を受ける夫婦に対し、その医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。					●	子ども家庭支援課
不育症治療費補助金	不育症治療を受ける夫婦に対し、その医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。					●	子ども家庭支援課

第5章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と進行管理

本計画は、日光市のこども・若者、子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「日光市子ども・子育て審議会」を開催し、毎年度の計画の進捗状況について報告を行います。



資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和6年 8月6日(火)～ 8月30日(金)	ワークショップ 【調査対象】日光市内の放課後児童クラブ9か所、子ども食堂1か所 【内容】どこで遊んでいた(過去) / どこで遊んでいる(現在) / 日光市にあったらいい場所(未来・希望)について
令和7年 5月13日(火)～ 6月15日(日)	日光市こども計画策定に関するアンケート調査 【調査対象】 ・中学生以下のこどもを持つ保護者 ・小学5年生から中学3年生の児童・生徒 ・高校生から39歳以下の若者 ・子育て関連施設の職員
10月24日(金)	令和7年度第1回日光市子ども・子育て審議会 (1) 諮問案件について ①「(仮称)日光市こども計画(原案)」についての説明 ②諮問案件についての質疑 ③諮問案件の承認について ④付帯意見について (2) 「(仮称)日光市こども計画」の名称について
11月7日(金)	令和7年度第2回日光市子ども・子育て審議会 (1) 諮問案件について ①諮問案件についての質疑 ②諮問案件の承認について ③付帯意見について (2) 答申書について (3) 「(仮称)日光市こども計画」の名称について
令和7年12月26日(金)～ 令和8年1月26日(月)	パブリックコメントの実施
令和8年 3月23日(月)	令和7年度第3回日光市子ども・子育て審議会に報告

2 日光市子ども・子育て審議会規則

平成25年6月20日

規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市子ども・子育て審議会条例（平成25年日光市条例第30号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、日光市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募により選任された者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども家庭支援課において処理する。

(令4規則31・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第31号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

3 日光市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	所 属	氏 名
学識経験者	日光市民生委員児童委員協議会連合会	星 野 典 子
	日光市民生委員児童委員協議会連合会	佐 藤 勝 昭
	日光商工会議所	田 中 佳 織
	(社福)日光市社会福祉協議会	秋 澤 芳 美
	上都賀郡市医師会北部地区医師会	吉 原 光 恵
	日光市自治会連合会	森 山 敏 彦
こども関係団体に属する者	親子ふれあいひろば	平 井 みゆき
	放課後児童クラブ	鈴 木 幸 雄
	親学習チーム日光	大 槁 克 枝
教育関係者	日光市幼稚園連合会	関 口 純 一
	私立幼稚園	大 嶋 裕
	日光市校長会	沼 尻 協 子
保育関係者	民間保育園	倉 松 宗 道
	民間保育園	佐 藤 俊 謙
こどもの保護者	保育園保護者	齋 藤 夏 美
	日光市幼稚園PTA連合会	小 泉 啓 介
	日光市PTA連絡協議会	原 野 陽
公募委員		徳 永 久 子
		加 藤 結 香

日光市こども計画

こどもひとりひとりが尊重され、
心豊かにのびのびと健やかに育ち、
誰もが安心して子育てを行えるまち

令和8年3月発行

発行 日光市

編集 日光市 健康福祉部 子ども家庭支援課

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-22-1111（代表）

URL <https://www.city.nikko.lg.jp>